

B: 日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

対応済	112
調整・検討中	22
事務局対応案件	15
第10回検討事項	4
合計	153

※ 黄色く着色されたセルは、第9回産業分類検討チーム終了時点で未対応の案件である。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
1	B-1	-	-	-	「ホテルの営業所」、「印刷会社の営業所」などは、営業の拠点として本業の「ホテル」、「印刷工場」とは別場所では別の経済活動(受注契約、新規顧客の開拓など)を行っている場合がある。 このような場合、自企業内の管理的な事務を行う「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当するのか、企業の拠点となって直接顧客を対象としていることから別の事業活動を行っているかと判断するのか、考え方を示していただきたい。	ホテルの営業所の場合、宿泊する設備がなく、印刷会社の営業所の場合、印刷する機器がないことから、現業には分類できない。 顧客等と対外的なやり取りを行っている事業所ではあるが、どの産業に分類されるのが適当か、考え方を示していただきたい。		総務省(事務局)	「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は、他者に対して営業や予約受付を行っている想定され、「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。	「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、①社内の管理、支援業務を専業で行っている事業所が該当し、売上金額はない。②少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務(サービス)の提供を行っている事業所、営業所などは該当しないため、「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は分類しない。
2	B-2	-	-	-	改定以降に生じた他機関の疑義・その対応等について、Q&Aとして定期的に取りまとめの上、HP等で情報共有していただきたい。	日本標準産業分類から明確に判断することが困難な産業については疑義等で確認を行っているところであるが、HP等で情報共有いただくことで他機関、民間の方から出された疑義等の確認もでき、分類を判断する上での材料ともなる。当該Q&Aを掲載することで、統括官室に多数寄せられている疑義照会・回答の手間も省かれ、効率化されること及び統計調査間での考え方の統一も図られると思われる。		総務省(事務局)	疑義の傾向、件数等を総合的に勘案し、HP掲載について随時必要な更新を行う。	照会件数の多い疑義については、総務省HPに「日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについて」として掲載を行っているところである。今後も、疑義の傾向、件数等を総合的に勘案し、HP掲載について随時必要な更新を行う。
3	B-3	-	-	-	著作権などの知的財産の権利の売買は、「1 卸売業、小売業」には分類されないことと大分類の総説から判断できますが、その場合どの分類となるのか考え方を示していただきたい。	現行日本標準産業分類では不明確なため。		総務省(事務局)	現行通りとする。 なお、主に知的財産権の取引(知的財産権その他の権利の売買等の仲介や取得及び販売(転売))を行う事業所は「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類される。	知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA(EUの生産物分類)及びCPC(国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることをとするため。
4	B-4	-	-	一般原則	第2項(8)の()書きについて、記載の見直し又は削除を検討してはいかがでしょうか。	専修学校、各種学校は、学校教育法で定める学校以外の教育施設になり、一般原則第2項(8)が保られないと思われるため。		総務省(事務局)	【調整中】 現行どおりとする。	専修学校及び各種学校は、学校教育法第十一章及び第百三十四条乃至第百三十五条に定めるものである。
5	B-5	-	-	一般原則	「企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。」が、企業の産業の決定方法について、もう少し詳しい補記を検討していただきたい。	事業所の定義で格付困難な企業産業の決定方法を明記し、考え方の統一を図る。 ・従業員数により決定する産業分類の場合 例えば、傘下事業所は「5699 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)」に該当する事業所のみだった場合、企業全体の従業員数は50人以上となる。 企業産業は、「5611 百貨店、総合スーパー」または「5699 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)」のどちらの産業に分類されるか。		総務省(事務局)	現行どおりとする。	JSICでは、一般原則の第5項において、事業所単位で分類を適用することと定めている。この原則に基づく限り、「5611 百貨店、総合スーパー」と「5699 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)」は従業員数によって紛れなく区分できるものとする。他方、企業単位で分類を適用する場合は、個別の調査において適切に決定するものとする。
6	B-6	-	-	一般原則	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 管理、補助的経済活動を行う事業所と同一企業内の事業所間取引(財貨の移動が伴わないもの)について、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	-		総務省(事務局)	【調整中】	【調整中】
7	B-7	-	-	-	総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについて」の内容を日本標準産業分類へ反映していただきたい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf	次については例示を追加していただきたい。 6921貸家業「介護サービス付マンション賃貸業(家賃収入を主とするもの)」 8549その他の老人福祉・介護事業「介護サービス付マンション賃貸業(介護サービスを主とするもの)」 0999他に分類されない食料品製造業「カット野菜製造業」 0841機械器具設置工事業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)設置工事業」 5931電気機械器具小売業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)小売業」 3191自転車・同部分品製造業「車いす製造業(手動式のもの)」 3199他に分類されない輸送用機械器具製造業「車いす製造業(電動式のもの)」	第7回 第8回 第6回	国土交通省 厚生労働省 以外:経済産業省	・6921、8549について 例示の追加はしない。 また、総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについて」の内容を「サービス付き高齢者向け住宅」に修正した。修正内容は左記のとおり。 「サービス付き高齢者向け住宅」について検討したところ、サービス付き高齢者向け住宅において必須の見守りサービスの他に、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく「有料老人ホーム」の要件になっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、老人福祉法の指導監督の対象になることから、「8549 その他の老人福祉・介護事業」ではなく「8546有料老人ホーム」に分類されるものとする。 ・0841について 「ソーラーパネル(太陽光発電システム)」の設置工事は、「機械器具設置工事業」に該当する場合だけでなく、「電気工事業」や「屋根工事業」にも該当する場合があるため、例示の追加は行わないこととした。 ・5931について 太陽光発電システムは、2012年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(いわゆるFIT)の開始以降、主に自宅の発電設備として普及してきた。また、ソーラーパネルの販売経路については、ソーラーパネルメーカーからの直販のほか、住宅メーカーや住宅設備業者であるが、他にも消費者が家電量販店、テレビ通信販売業者、ネット通信販売業者などから購入する事例もみられ、販路が多様化してきていることから、例示の追加は行わないこととした。	

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
8	B-8	A 農業,林業	A	説明文	「競走馬育成請負業」について、0134 畜産サービス業(獣医業を除く)に分類されると考えるが問題ないか、またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	大分類A 総説(2)(ウ)「競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。」とありますが、「競走馬育成請負業」がどの産業に分類されるか不明確なため。	第5回 第7回	農林水産省 (経済産業省)	「0129その他の畜産農業」の内容例示に以下の項目を追加する。 ○競走馬生産牧場;競走馬生産育成牧場(オーナーブリーダー牧場) ×競走馬育成牧場[8035];競走馬育成請負業[8035]	「競走馬育成請負業」は、総説(2)(ウ)「競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。」に示すとおり、「0134 畜産サービス業(獣医業を除く)」ではなく、「8035 競馬競技団」に分類されるのが妥当である。 他方、競走馬の生産は、生産技術的には通常の家畜の生産と類似しているため、それに関する例示を左記のように追加する。
9	B-9	A 農業,林業	A	説明文	農地中間管理機構、都道府県に置かれる一般社団法人又は一般財団法人の農地中間管理事業を行う事業所の産業分類について、記載していただきたい。	農業サービス、土地賃貸業など複数の産業分類が考えられるため。	第5回	農林水産省	農地中間管理機構を単独の分類とはせず、また、例示も行わない。	農地中間管理機構は、農地中間管理事業を実施するものとして、各都道府県が農用地の利用の効率化等を図る事業を目的とする一般社団法人又は一般財団法人を指定するものである。 その法人の主たる事業は、当該法人によって様々であり、農地中間管理事業以外の事業により分類される法人も多いと考えられること、且つ、全国に47事業所(都道府県に1事業所)と数も少ないため、その項目を新規立項することは困難であり、各事業所ごとに判断すべきと考えます。
10	B-10	C 鉱業,採石業,砂利採取業	C	総説	大分類C 鉱業,採石業,砂利採取業と他産業との関係 (5)「ただし、採石現場で行うものは本分類に含まれる。」書きについて、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	-	第4回	経済産業省	判断基準の明確化を図るための修正を行った。	採石現場において掘採された岩石について一貫して行われる(他所から購買した岩石でない)ものに限定されるということを明確化するために修正を行うこととした。
11	B-11	C 鉱業,採石業,砂利採取業	C	総説	「～及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。」とあるが、「品位向上処理」について明確にしてください。	どの程度の処理までが「C」に該当するのか曖昧な表現なため。	第4回	経済産業省	現行案どおりの記載内容とする。	「鉱業,採石業,砂利採取業」の生産物に対する「選鉱その他の品位向上処理」については、「選鉱」が、日本産業規格(JIS)の「鉱山用語(JISM0102)」において定義されているが、「選鉱」以外にも、掘採・採取される鉱種ごとに異なる処理が行われ、かつ、処理内容も多岐にわたる場合もある等の理由から、現行案を維持することとした。
12	B-12	D 建設業	D	総説	「石油精製,化学,製鉄,発電等のプラントを対象として～」とプラントエンジニアリング業の説明があるが定義を明確にされたい。	4つ以外にどんなプラントが他に該当するのか不明確であり、「等」の表記では曖昧なため。	第5回	国土交通省	プラントエンジニアリング業とは、石油精製,化学,製鉄,発電等の事業を対象に、製造設備等の企画,設計,調達,施工,施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所とされている。その対象となる事業には、先の4つの例示以外に、医薬品や食品等の生活関連・環境プラント,情報通信,交通インフラの事業を含めて多岐に亘るため、4つの例示の後に「等」も記載している。	-
13	B-13	D 建設業	D	項目名	0621定義文中「道路工事」と0631定義文中「道路舗装工事」、0621土木工事と0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」の切り分けをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第5回	国土交通省	道路を建設する工事は0621定義文中「道路工事」に含まれ、道路を舗装する工事は0631定義文中「道路舗装工事」に含まれる。 また、舗装工事を伴う土木工事(例:道路や駐車場を舗装する工事)は、0621土木工事に含まれず、0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」に含まれる。	-
14	B-14	D 建設業	0841	説明文	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」 ○例示に「自動出改札装置設置工事業」の追加を検討いただきたい。	「自動ドア設置工事業」は○例示に掲載されているが、出改札機能を併せ持った装置が増えており、その取り付け工事も、含まれることを明記していただきたいため。	第5回	国土交通省	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」の例示に「自動改札機設置工事業」を追加することしたい。具体的には、駅の自動改札機がここに含まれるものと想定している。	駅の自動改札機の取り付け工事も「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」に含まれることを明確にするため。なお、これは建設業法上の業種区分とも整合する。
15	B-15	E 製造業	E	総説	製造業と他産業との関係 一貫工程(作業)の考え方とそれらが適用される分類について、記載していただきたい。	自家栽培した原材料を使用して製造,加工を行っている場合(同一構内に工場,作業所なし,専従の雇用者なし)の場合は、農業。 肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行っている場合は、製造業など一貫工程(作業)のとらえ方が分類間で異なる。 また、それが適用される分類について、明確となっていないため、例えば11繊維工業では糸で分類されるのか、最終製品で分類されるのかなど、判断基準が不明確なため。	第4回 第6回	経済産業省	現行どおりとする。	一貫工程(作業)の考え方については、考え方が明確なものを該当する産業の総説等に記載し明確化している。一貫工程(作業)は、製造業単体ではなく他産業に及ぶ幅広いものであることから、個別事業の状況を把握した上で、事業ごとに判断させていただきたい。
16	B-16	E 製造業	095 0999	項目名	小分類095-糖類製造業について、糖類の範囲を明確にしてください。	果糖製造業は、「0999 他に分類されない食品製造業」に分類されており、糖類の範囲が不明なため。	第6回	経済産業省	「果糖製造業」を「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に移動する。 <u>一他にも糖類に分類していない糖類があるため、第10回で再提案</u>	果糖は糖類であるため、「0999 他に分類されない食品製造業」から、該当する小分類095-糖類製造業の「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に移動することとする。
17	B-17	E 製造業	102	項目名	102 酒類製造業について 平成29年以降、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」等が改正されているため、ビール類などの説明表記や分類について、ご確認いただきたい。	-	第4回	経済産業省	以下の分類とし、酒税法に合わせ説明表記及び内容例示を追加・修正。 1021 果実酒製造業 1022 発泡性酒類製造業 1023 清酒製造業 1024 醸造酒類製造業(果実酒,清酒,発泡性酒類を除く。) 1025 蒸留酒類製造業 1026 混成酒類製造業	酒税法の改正等により、細分類の分割・統合・新設及び説明文を修正

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
18	B-18	E 製造業	2731	項目名	2731 体積計製造業、2732 はかり製造業、2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業の分類の考え方についてお示しいただきたい。	中分類27-業務用機械器具製造業は、業務用・サービス用の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類されるが、2731、2732、2739には民生用も含まれると考えてよいか。	第6回	経済産業省	現行通りとする。	原則、業務用だが、民生用でも用いられる製品も混在しているため。例えば、2731では「計量米びつ」、2732では「上皿はかり」、「キッチンスケール」などがあり、民生用でも用いられる製品も混在しているため。
19	B-19	E 製造業	2815	項目名、 説明文	2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 技術的な改廃があるため、定義文や例示について見直しを検討いただきたい。	現状に沿った記載とするため。 (有機ELパネル、タッチパネルなど)	第4回	経済産業省	説明文、例示の「プラズマ」を「有機EL」に修正。 「タッチパネル」は該当する「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」に「タッチパネルセンサ製造業」として追加。	現状(プラズマの生産は行われていない等)を反映するため例示を追加・修正
20	B-20	E 製造業	3131	項目名	「3131 船舶製造・修理業」の定義文中のただし書き「製造・修理する事業所」の「修理」は「船体ブロック」にもかかるか、お示しいただきたい。	「船体ブロック」の修理が想定できないため、判断基準をお示しいただきたい。	第6回	経済産業省	説明文の「船体ブロック」を「船体ブロックの製造」に修正する。	「船体ブロック」は船の製造に用いられるものであり、修理はないことから、その主旨を明確化するために説明文を修正する。
21	B-21	E 製造業	3251 ほか	項目名	無人航空機、小型無人機、ドローン、マルチコプター等に関する記載を検討していただきたい。	新しい業種で記載がないため、定義文や○例示等で、分類を明確に示していただきたい。	第6回	経済産業省	ドローンについては、国際標準産業分類の改訂の課題として挙げられていることから、国際標準産業分類の改訂の議論を踏まえて、今後、検討することとしたい。	
22	B-22	E 製造業 I 卸売業、小売業	2922 ほか	項目名	電気自動車(EV)に関する記載を検討していただきたい。 (EV用モータ、充電機など)	新しい製品で記載がないので、定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。	第6回	経済産業省	以下の細分類に内容例示を追加する。 「2814 集積回路製造業」 ○コンバータ製造業 「2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業」 ○パワーコントロールユニット製造業 「2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」 ○電動車両用モーター(トラクションモータ、電力モータ)製造業 「2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」 ○車載充電器製造業(電気自動車用) 「2951 蓄電池製造業」 ○鉛蓄電池製造業 「2999 その他の電気機械器具製造業」 ○燃料電池セパレータ製造業	現行の産業分類において、これらの部品の製造業の記載がないことから、それらの位置付けを明確化するために記載する。
23	B-23	E 製造業 I 卸売業、小売業	3012 3032 ほか	項目名	スマートフォン、タブレット端末に関する記載を検討してはいかがでしょうか。	新しい製品で記載がないので、定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。	第4回	経済産業省	「3012携帯電話機・PHS電話機製造業」の項目名、説明文に「スマートフォン」を追加し、例示に「スマートフォン製造業」を追加。 「3032パーソナルコンピュータ製造業」の例示を「○パーソナルコンピュータ製造業(デスクトップ型、ノート型、タブレット型)」と下線部を追加。	現状の反映・明確化するため、項目名・説明文・例示を追加修正
24	B-24	E 製造業	1189	説明文	1189他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ○例示に「革製帽子」の追加を検討いただきたい。	判断基準を明確化したい。	第4回	経済産業省	例示に「革製帽子製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「革製帽子」は「1189他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に該当することから、内容例示に追加。
25	B-25	E 製造業	1157 1421	説明文	現行の産業分類で判断できない不織布の分類についてお示しいただきたい。	不織布については製法の違いで1157 フェルト・不織布製造業又は、1421 洋紙製造業に分けられているが、その2つ以外の製法による不織布の分類について例示に記載がないため。	第6回	経済産業省	両方の例示を削除する。	過去とは異なり、現在は製法別(湿式または乾式)に不織布と洋紙別に区分は出来ないことから、例示の製法を削除する。
26	B-26	E 製造業	131	説明文	小分類131-家具製造業定義文中の「つい立」と「1391 その他の家具・装備品製造業」定義文中の「事務所用つい立」の違いをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第6回	経済産業省	検討中	
27	B-27	E 製造業	(0317 0412 0929)	説明文	0317 採貝・採藻業 0412 貝類養殖業 0929 その他の水産食料品製造業 「貝のむき身製造業」例示の追加を検討いただきたい。	貝の殻をとったむき身は、殻をとり新たな製品となり「E 製造業」に該当するが、「B 漁業」と誤りやすいため例示として明記していただきたい。	第4回	経済産業省	例示に「貝のむき身製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 一部の例外(漁家による一貫工程でかつ工場、作業所がなく、常用従業者がいない場合は漁業等)を除き、通常、貝のむき身製造は工場、作業所において従業員による製造活動を行っており、「その他の水産食料品製造業」に該当することから例示を追加。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
28	B-28	E 製造業	1622	説明文	1622 無機顔料製造業 説明表記や例示の含鉛塗料について、見直ししてはいいかがでしょうか。	国際化学物質管理会議 (ICCM) において、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)」が策定され、その課題の一つに「塗料中の鉛」が取り上げられていた。 塗料中の鉛の使用については、全世界的に減らすことが目標とされ、製造、使用が縮小・終了してきていると考えられることから、現状確認及び記載について検討いただきたい。	第4回	経済産業省	黄鉛、鉛丹、黄鉛製造業の記載を削除。	現状(塗料中の鉛の使用は、全世界的に減らすことが目標とされており、日本での生産はほぼない)を反映するため説明文・例示を削除。
29	B-29	E 製造業	1633 1799	説明文	「バイオマス燃料」に関する記載を検討していただきたい。	CO2排出量を抑えるために、バイオマス(生物体)由来の燃料を石油燃料等の代替として多く使用され始めている。 バイオマス燃料には、木質ペレットバイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼルなど実用化されているため例示を掲載いただきたい。	第6回	経済産業省	以下の細分類に内容例示を追加する。 「1633 発酵工業」 ○バイオエタノール製造業、バイオガス製造業 「1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」 ○バイオディーゼル製造業 「3299 他に分類されないその他の製造業」 ○木質ペレット製造業	CO2排出量を抑えるために、バイオマス(生物体)由来の燃料を石油燃料等の代替として多く使用され始めていることから、それらの位置付けを明確化するために記載する。
30	B-30	E 製造業	1646	説明文	「1646 洗剤・磨剤製造業」の○例示「洗剤(石けん、合成洗剤でないもの)製造業」とは、どのようなものか具体例で記載いただきたい。	「洗剤(石けん、合成洗剤でないもの)製造業」では、成分で異なるのか、使用対象で異なるのか、何を示しているのは不明瞭なため。	第6回	経済産業省	「1642 石けん・合成洗剤製造業」と「1646 洗剤(石けん、合成洗剤でないもの)製造業」の違いがわかりにくいとの御意見を踏まえ、成分で異なることがわかるような説明文の記載及び内容例示を追記(下線部)する。 「1642 石けん・合成洗剤製造業」 主として石けん、合成洗剤(洗浄の主な作用が界面活性剤によるもの)を製造する事業所をいう。 「1646 洗剤・磨剤製造業」 主として石けん・合成洗剤以外の洗剤(洗浄の主な作用が界面活性剤以外の酸、アルカリ、酸化剤の化学作用等によるもの)、磨剤、つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所をいう。 ○酸性洗剤製造業;アルカリ性洗剤製造業 ×漂白剤製造業[1699] 「1699 他に分類されない化学工業製品製造業」 ○漂白剤製造業	現行の産業分類に合わせて、石けんの成分別に、より適切に分類の位置付けが分かるようにするため。
31	B-31	E 製造業	1692	説明文	1692 農業製造業 説明文2行目にある「水銀系」の殺虫・殺菌剤を製造する事業所、○例示「ひ酸鉛・同製剤製造業」について削除を検討いただきたい。	禁止農薬と考えられるため。	第4回	経済産業省	水銀系の農薬、ひ酸鉛の説明文・例示を削除。 ニコチン製剤、ひ酸カルシウム(ひ酸石灰)の説明文・例示を削除。	現状(農業取締法により販売・使用が禁止されている)を反映するため、水銀系の農薬、ひ酸鉛について説明文・例示を削除。 また、ニコチン製剤、ひ酸カルシウム(ひ酸石灰)についても失効しているため、説明文・例示を削除。
32	B-32	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)[11]」 と変更していただきたい。	「1991 ゴム引布・同製品製造業」の定義文「～同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服」との違いを明確化するため。	第4回	経済産業省	×例示として「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)[1189]」を追加。 【検討チーム終了後に、経済産業省から以下の要望あり】 上述の考え方ではなく、現行のままとして。	【明確化するため例示を追加】 「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)」は、「1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」に該当し、「1999 他に分類されないゴム製品製造業」に該当しないことから、内容例示を追加。 【左記の対応案とする理由】 本案では○例示と×例示の両方に「ウェットスーツ製造業」が記載されることとなり、利用者の混乱を招く懸念があるため。 本案件は、日本標準産業分類第15回改定時に検討することとしたい。
33	B-33	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示に「プラスチック字消し[3269]」の追加を検討いただきたい。	消しゴムは、いわゆる天然ゴムで出来ている「ゴム字消し」と、「プラスチック字消し」の2種類があり、後者が紛れてしまう可能性があるため。	第4回	経済産業省	×例示として、「プラスチック字消し製造業[1897]」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「1999 他に分類されないゴム製品製造業」に該当しないことから、内容例示を追加。 なお、プラスチック字消しは、「3269その他の事務用品製造業」ではなく、「1897他に分類されないプラスチック製品製造業」に該当することから「プラスチック字消し製造業[1897]」としている。
34	B-34	E 製造業	2535	説明文	「ヒートポンプ」について、関係項目に説明文、例示等の追加を検討していただきたい。	現行の産業分類では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。 ヒートポンプの製造は、「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」と考えられるが、業務用機械、家庭用機械にも利用される技術のため、どのように分類するのが適当かお示しいただきたい。	第6回	経済産業省	現行通りとする。	ヒートポンプは、空気中などから熱を収集して大きな熱エネルギーとして利用する「技術」のことであり、製品そのものではないことから現行通りの記載内容とする。 なお、ヒートポンプ技術を使用した製品は、それぞれの製品の分類に該当すると思われる、ヒートポンプの有無を問わない。
35	B-35	E 製造業	2711	説明文	2711 複写機製造業 ○例示「複写機(コピー機)製造業」()書きの追加を検討していただきたい。 また「複合機製造業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすい。 また、複合機の例示も追加されたい。	第4回	経済産業省	例示を「○複写機(コピー機)製造業;複合機製造業」と下線部を追加・修正。	現状の反映及び明確化するため例示を追加・修正。
36	B-36	E 製造業	274	説明文	体内に埋込むボルト、プレート等の金属製品は、 274 医療用機械器具・医療用品製造業 に分類すると考えてよいか、その場合、例示を追加いただきたい。	厚生労働省告示等では、体内に埋込むボルト、プレート等の金属製品は医療機器との記載があるが、中分類24 金属製品製造業と分類が不明確であるため、確認、例示を追加いただきたい。	第4回	厚生労働省	意見を踏まえて、「2741医療用機械器具製造業」の内容例示を修正する。	医療機器となるボルト、プレート等の金属製品の分類を明確化するため

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
37	B-37	E 製造業	2899	説明文	「タッチパネル」、「カラーフィルタ」について、2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業と考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状の日本標準産業分類では不明瞭なため、例示の追加を検討いただきたい。	第4回	経済産業省	内容例示に「タッチパネルセンサ製造業;カラーフィルタ製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「タッチパネル」は「タッチパネルセンサ」であると解釈し、「タッチパネルセンサ」及び「カラーフィルタ」は「2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」に該当することから例示を追加。
38	B-38	E 製造業	2931	説明文	2931 ちゅう房機器製造業 ○例示「ジャーボット」を「電気ポット」への変更を検討されたい。	「ジャーボット」とあるが、「電気ポット」の方が一般的ではないか。JIS規格でも「電気ポット JISC9213」となっている。	第4回	経済産業省	説明文、例示の「ジャーボット」を「電気ポット」に修正。	現状を反映
39	B-39	E 製造業	3011	説明文	3011 有線通信機械器具製造業 ○例示「テレックス製造業」の削除を検討いただきたい。	初期のデジタル通信方式で、今はファクシミリや電子メールが普及して、テレックス網はすでに終了しているため。	第4回	経済産業省	例示の「テレックス製造業」を削除。	現状(テレックス網は終了している)を反映するため例示を削除
40	B-40	E 製造業	3297	説明文	3297 眼鏡製造業(枠を含む) ×例示に「眼鏡用ガラス製造業 [2119]」の追加を検討いただきたい。	3297 眼鏡レンズ製造業と紛らわしいため。	第4回	経済産業省	×例示に「眼鏡用ガラス製造業 [2119]」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「眼鏡用ガラス製造業」は、「2119その他のガラス・同製品製造業」に該当し、「3297眼鏡製造業(枠を含む)」には該当しないことから×例示として追加。
41	B-41	E 製造業	1117 1119 (1499)	移項	「1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」の○例示「抄紙紙糸製造業」は、紙を撚って製造していることから紡績業として、「1117 ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)」又は、「1119 その他の紡績業」に分類するのが妥当ではないか。考え方を示していただけたい。	抄紙紙糸製造は、紙を撚って製造していることから紡績業として「1117」または「1119」に分類するのが妥当ではないか。	第6回	経済産業省	現行通りとする。	抄紙糸(しょうせんし)は、紙をいったん製造してからスリット(切る)してたばねる(紙をこよりにする感じ)ことから、繊維とは考えにくい。
42	B-42	E 製造業	1393	移項	「1393 鏡縁・額縁製造業」の○例示「さお縁製造業」は「1221 造作材製造業(建具を除く)」に分類するのが妥当ではないか。	天井板を支えるために天井板に直角に取り付ける細長い木材のため。「1221 造作材製造業(建具を除く)」に分類されるのではないか。	第6回	経済産業省	御意見を踏まえ、「さお縁製造業」は「1221 造作材製造業(建具を除く)」の分類に変更する。	さお縁は、天井板を支えるために天井板に直角に取り付ける木材であり、造作材(建築内部の仕上げ材等の総称)に該当することが適当と考えられるため。
43	B-43	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	説明文	「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正(平成28年4月)を受け、電気事業者類型が基本的に「発電事業者」、「一般送配電事業者」、「小売電気事業者」に変更されたため、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-	第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、現行の事業実態に即したものにすため。
44	B-44	F 電気・ガス・熱供給・水道業	34ガス業	説明文	「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)」の平成29年4月1日施行に伴う日本標準産業分類におけるガス業の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-	第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正に伴うガス事業者の類型見直しを踏まえ、現行の事業実態に即したものにすため。
45	B-45	G 通信業	3911	項目名	3911 受託開発ソフトウェア業 「顧客からの委託により」と定義にあるため、顧客からの委託ではないOSの開発や自らのために開発を行うものは分類されないと考えてよいか、考え方についてお示しいただきたい。	受託開発以外のOSの開発等について、判断基準を明確化したい。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	(1)「日本標準産業分類」及び「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」「(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)の分類概念は、企業会計基準におけるソフトウェアの区分と概ね対応している。 (2) 受託開発以外(つまり、特定の顧客の委託によらない)オペレーティングソフトウェア、アプリケーションソフトウェアについては、不特定多数の顧客が利用すること想定した「市場販売目的のソフトウェア」に該当することから、「3913 パッケージソフトウェア業」が生産するソフトウェアに該当する。 (3) 「自らのために開発を行うもの」については、企業会計上では「自社利用目的のソフトウェア」に含まれる。 「自社利用目的のソフトウェア」については、①顧客へのサービス提供により対価を稼得する目的で、自社が利用するソフトウェア(例:「第三者を対象としたSaaS・ASP配信用のソフトウェア」、「オンラインショッピング機能のプログラムを有するホームページ」など)、②社内業務を効率的又は効果的に行う目的で利用するためのソフトウェア(例:「財務管理ソフトウェア」、「勤怠管理ソフトウェア」など)が該当する。 (4) 自社開発による「自社利用目的のソフトウェア」については、それ自体を顧客へ直に販売するものではない。したがって、企業会計における経理処理は、無形固定資産として「ソフトウェア」の名称で資産計上される。
46	B-46	G 情報通信業	3929	項目名	「3929 その他の情報処理・提供サービス業」 ○例示の掲載をしていただきたい。	定義文だけでは、具体的にどのような事業所が該当するのか不明なため。 ×例示の記載しかないため、○例示を記載することで範囲の明確化を図る。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	「3929その他の情報処理・提供サービス業」は、中分類39の3929以外のいずれの細分類にも該当しないものを分類することとなり、分類体系としては何ら不明瞭ではないと考える。 なお、3929に該当するか否かの判断については、個別の事例で判断に迷うものが生じた場合に、都度、照会されたい。
47	B-47	G 情報通信業	392	項目名、説明文	各種ビッグデータの収集、分析等を実施しその情報を提供する事業所について、3922 情報提供サービス業に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、例示の追加を検討いただきたい。	新産業として見受けられるため、考え方の提示、例示の追加を検討いただきたい。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	ビッグデータの収集・分析等に限定して行うものに限らず、顧客の事業上の課題を解決するためのコンサルティングの一環として分析を行うもの、システム開発や研究開発の一環として分析を行うものなどがあり、業務内容によって「3923市場調査・世論調査・社会調査業」や「7281経営コンサルタント業」、研究施設で行われる場合は「71学術・開発研究機関」などに該当することが考えられる。そのため、特定の細分類に内容例示を追加することは適切でないと思われる。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
48	B-48	G 情報通信業	4013	項目名	「ホームページ作成業」は単純な構成のものから、プログラムを組み込んだ複雑な内容のものなどがあるが、「中分類39情報処理サービス業」、「中分類40インターネット附随サービス業」との関係で、どのように分類するのが適当でしょうか。考え方を示しいただきたい。 また、「ホームページ作成業」の例示の追加を検討いただきたい。	当該事業を主事業とする事業所が多く見受けられるため、考え方の提示、例示の追加を検討いただきたい。	第9回	総務省 経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	(1) 総務省統計局「サービス産業動向調査」における「事業活動一覧」に記載されている。【適合事例】については、日本標準産業分類との対応関係が概ね図られているものと思料する。 <総務省統計局「サービス産業動向調査」の「事業活動一覧」に記載のホームページ作成に関連する内容例示> 「39-01ソフトウェア業」・・・「ホームページの受注制作業(プログラム作成を含むものに限る)」 「40-01インターネット附随サービス業」・・・「ホームページ作成業(プログラム作成を伴わないもの)」 「72-06デザイン業」・・・インターネットホームページなどのデザインを行う事業 (2) 他方、作成業者に依頼することなく、ホームページ作成に必要なコーディング技術(HTML・CSSといった専門言語)に関する知識を要さず、マウス操作とタイピングだけでホームページを作成することができる「ホームページ作成サービス」がある。各種テンプレートの提供や自動作成機能とサービスといった機能が付加されていたり、スマートフォンからの操作が可能なサービスもある。なお、これらのサービスは、事業用のSaaS・ASPに該当するものである。 (3) ホームページ・Web作成サービスについては、デザイン性を重視するものや高度なプログラムを内装するものから、デザイン案に則したホームページがインターネット上で表示できるようにするためのコーディング作業といわれるHTML・やCSS等のマークアップ言語による作成工程まで広範囲なものであり、また「ホームページ作成サービス」といった顧客自身で容易にホームページを作成できるサービスが提供されるなど、その内容は多様化している。 (4) 上記のとおりホームページ作成に係るサービス提供形態は多様化しているが、その内訳を把握可能な統計調査がなく、客観的な判断材料がないことから、特定の細分類への内容例示の追加は見送ることとした。
49	B-49	G 情報通信業	4151	項目名	4151 広告制作業 定義文「制作」を明確に説明願いたい。	広告のデザインは「7261」、コピーライターは「7299」だが、「4151」の制作とはどのような業務内容を指しているのか明記していただきたい。 大分類L 学術研究、専門・技術サービス業 総説 他産業との関係 (2) 広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない事業所は大分類G-情報通信業(4151)に分類	第9回	経済産業省	現行どおりとする。	「4151 広告制作業」にある「制作」とは、広告のデザインや文案の作成も含めたコンテンツの作成一式を行うことであり、現行の説明文や内容例示で紛れがないと考えられることから、現行どおりとする。 なお、本分類に含まれる事業所は、「主として」印刷物の広告に関する企画、制作を行う事業所であることから、成果物の媒体は問わない。 例えば、折り込みチラシの配信サービスにおいて、その内容の制作を行う場合は本分類に含まれるが、チラシ配信のアプリケーションサービスの提供のみを行う場合は、4012に分類される。
50	B-50	G 情報通信業	G	説明文	回線とサーバーを使用させ、ソフトウェアを利用させるクラウドコンピューティングについて、例示を追加いただきたい。	クラウドコンピューティング業の何を主とみるかによって分類が異なると思われるので、考え方を含めご教示いただきたい。	第9回	総務省 経済産業省	371 固定電気通信業 3719 その他の固定通信業 ○例示に「ICT基盤共用サービス業(IaaS,PaaS)」を追加する。 401 インターネット附随サービス業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 現行の○例示を削除し、「ICTアプリケーション共有サービス業(ASP事業, SaaS事業);コンテンツ配信プラットフォームサービス(放送に該当しないもの)」に修正する。 →第9回検討チーム上にて、4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ説明文にASP事業, SaaS事業が含まれることがわかるよう説明文を修正することとなった。	「クラウドコンピューティング」について例示や考え方を日本標準産業分類に追加すべきというご意見については、過去の検討を踏まえるべきと考え。 具体的には、2019年の「サービス分野の生産物分類」の検討の結果、「クラウドサービスについては、事業者間における定義に幅があることから、「クラウド」という用語は使わずに生産物分類を設定する」とされたところ(研究会報告書P34)であり、これを踏まえ、わかりやすさや生産物分類との整合性の観点から、今回の日本標準産業分類においても「クラウド」という用語を使わないという上記結論を尊重した方がよいと考え。 (※)生産物分類では、「クラウドコンピューティング」ではなく、「ICT基盤共用サービス(37002406)」と「ICTアプリケーション共有サービス(40102103/40102106)」として分類。
51	B-51	G 情報通信業	G	説明文	インターネットのみに提供される番組制作業について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	総務省 経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)においては、統合分類・詳細分類の「その他の映像制作サービス」の内容例示に「インターネット配信映像」が掲載されている。これに対応する日本標準産業分類の細分類については、「4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)」及び「4113 アニメーション制作業」が想定される。 また、「令和3年経済センサス-活動調査」では、サービス分野の生産物分類を反映したものとして、「サービス関連産業C」の分類表に「その他の映像制作サービス 17-48」が掲載されていることから、その集計結果及び事業内容の分析(個票集計による二次的分析)をした上で日本標準産業分類における取扱いを判断する必要があるものと思料する。
52	B-52	G 情報通信業	3721	説明文	仮想移動体通信事業者(MVNO)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	総務省	「3721 移動電気通信業」の説明文に下線部分を追記。 主として移動通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所(基地局を設置せずに事業を行う仮想移動電気通信事業者の事業所を含む)をいう。	仮想移動電気通信事業者は電気通信事業報告規則第1条第2項第19号に規定があるとおり、基地局を設置せずに移動端末設備等を用いて提供される電気通信役務とされており、これを明確化する。
53	B-53	G 情報通信業 I 卸売業、小売業	3731	説明文	3731 電気通信に附帯するサービス業 ○例示に「携帯電話取扱店(代理店)」の追加を検討いただきたい。	携帯電話取扱店(代理店)では「機種の販売、変更」、「料金プラン等の事務手続」を行っており、事業所ごとに「小売業」、「情報通信業」のどちらが主であるか判断し、分類するのが適切であるとは考えるが、双方の分類の例示に携帯電話取扱店(代理店)がないため、情報通信業「3731」の追加と小売業「5931」への追加も併せ、検討いただきたい。	第8回 第9回	総務省 (経済産業省)	「3731 電気通信に附帯するサービス業」の例示として、以下を追加する。 ○媒介等業務受託者(携帯電話機等小売が主のものを除く) ×携帯電話機小売業[5931]	媒介等業務受託者(いわゆる販売代理店)は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく届出の他、各種義務を負っており、同法に基づく監督が行われているため「電気通信に附帯するサービス業」に分類することが適当である。 なお、「携帯電話機小売業」の売上が主の場合は「媒介等業務受託者」ではなく「5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)」に分類することが適当であり、これを例示で記載している。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
54	B-54	G 情報通 信業	3811	説明文	3811 公共放送業(有線放送業を除く) ○例示「同放送局支局」について、削除を検討いただきたい。	以前、NHKに確認したところ、支局では放送事業を実施していないことが明らかになったため。 また、放送設備がないNHKの放送支局について4161 ニュース供給業に例示を追加いただきたい。	第9回	総務省	「3811 公共放送業(有線放送業を除く)」の例示から「同放送局支局」を削除し、「4161 ニュース供給業」の例示として「日本放送協会放送局支局(放送設備のないもの)」を追加。	ご意見のとおり。
55	B-55	G 情報通 信業	3823	説明文	3823 衛星放送業 ○例示「委託放送事業者本社・同放送局・同放送センター」について、削除を検討いただきたい。	放送法が改正されたため。	第9回	総務省	「3823 衛星放送業」を以下のとおり修正する。 主として放送衛星又は通信衛星により放送事業を行う事業所をいう。 ○衛星放送事業者本社・同放送局・同放送センター;放送衛星・通信衛星提供事業者本社・同放送局・同放送センター;有料衛星放送管理事業者本社 ×衛星放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]	統計局からのご指摘のとおり、衛星放送については、平成22年の放送法(昭和25年法律第132号)改正により制度が変更されたことから、現行に合わせた例示とし、衛星放送業であることが分かりやすいような表現にすることが適当であると考え、内容例示を修正する。
56	B-56	G 情報通 信業	3829	説明文	3829 その他の民間放送業 ×例示「文字単営放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]」について、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第9回	総務省	「3829 その他の民間放送業」の例示から、「×文字単営放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]」を削除する。 (なお、現状では削除箇所にかわる当該「×」の例示に適当な他の事業所がない。)	ご意見のとおり。
57	B-57	G 情報通 信業	4111	説明文	YouTubeへの動画投稿により広告収入を得ているユーチューバーの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	YouTubeなどのオンライン動画共有プラットフォームに動画投稿を行う者(以下、「動画クリエイター」)の主要な収益項目は、①「インストリーム広告」(動画再生前等にスポット的に流れるもので動画の再生回数に応じて広告主から広告料金として徴収されるもの)、②「タイアップ広告」(プラットフォームの運営元のが広告代理店と契約締結し、動画投稿者に制作費を支給して制作・配信を依頼するもの)による広告収入である。 その他の収益項目としては、①芸能人や著名な動画クリエイターと企業がタイアップし、動画共有プラットフォームにおいて当該企業の商品・サービスのPR配信を行う「ことによる報酬(インフルエンサーマーケティングと称されるもの)、②ライブイベントを開催し、気に入ったコンテンツに対する来場者からの送金(いわゆる「投げ銭」と称されるもの)やイベントグッズの販売による収入などもある。 また、動画クリエイター専門のマネジメント業務を行う企業や一般の芸能プロダクションに所属する者も存在し、著名な動画クリエイターも散見される。 したがって、オンライン動画共有プラットフォームにおける動画クリエイターの収入源は主に広告収入となると思料するが、他の収益項目についても考慮した上で産業分類における位置づけを検討する必要があるものと思料する。また、職業分類との関係についても整理する必要もある。
58	B-58	G 情報通 信業	4114	説明文	4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く) ○例示に「VR(バーチャルリアリティ)機器用映像制作業」の追加を検討いただきたい。	VR(仮想現実)のコンテンツに関する事業が増加している。 VR映像制作は、現実の空間に身を置くのに近い知覚を見る者に与えるよう、コンピュータにより描写あるいは加工された映像の制作。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	「VR(仮想現実)コンテンツ」については、映画作品、ライブコンサート、コンピューターゲームといったエンターテインメント分野だけではなく、企業研修、医療教育、防災訓練といった教材映像などの用途・分野において活用されていることから、日本標準産業分類の特定の細分類の内容例示として位置づけることは難しいものと思料する。
59	B-59	G 情報通 信業	4141	説明文	アフィリエイトの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、説明表記等については現行どおりとする。	アフィリエイトの経済活動の実態としては、アフィリエイトが運営するWebサイトやブログ、SNSに広告主の商品・サービスの内容紹介を行うことから、物理的媒体である雑誌やパンフレットにおける広告掲載と類似するものと思料する。 上記を踏まえて、「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)における該当する分類項目についても確認すると、統合分類・詳細分類「オンライン雑誌(広告収入)」に該当する。 ただし、産業分類の「4141 出版業」の内容例示については、出版物の内容に基づいたものとなっているため、生産物分類の「オンライン雑誌(広告収入)」の説明・内容例示に追加、又は、個別の分類項目の設定を検討することを提案させていただきたい。
60	B-60	G 情報通 信業	4169	説明文	4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 貸スタジオ業について用途別に例示を追加いただきたい。	用途で分類が異なるとの見解をいただいているところであるが、写真撮影などに関する例示が記載されていないため追加いただきたい。	第9回	経済産業省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	(1)施設形態によって使用の目的や用途が限定される施設の賃貸については、既に内容例示が存在している(例:映画館賃貸業→「8011映画館」、劇場賃貸業→「8021劇場」、スポーツ施設賃貸業→「804スポーツ施設提供業」)に含まれる細分類の該当するものなど。 (2)一方で、汎用的な貸スタジオについては、特定の目的はないものと考えられ、それぞれが該当する分類項目(「〇〇」に附帯するサービス業)やその他の適切な項目が存在しない場合には、「6919その他の不動産賃貸業」に分類されたと考えられる。 (3)「6919その他の不動産賃貸業」の〇例示にある「貸事務所業(短期のもの);貸会議室業」から、「貸スタジオ業」が6919に含まれると類推することが可能であると考えられる。これらの点を踏まえ、用途別の内容例示追加については、対応不要であると考え。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
61	B-61	G情報通信業 I卸売業、小売業	414	説明文	「電子書籍を出版している事業所」、「電子書籍を販売(配信)している事業所」について、関係項目に例示の追加を検討していただきたい。	現状の日本標準産業分類では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。	第8回 第9回	経済産業省	定義文の修正を行う。 →「4131 新聞業」について、定義文の修正を検討	「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)において、「電子書籍」、「オンライン書籍」、「電子雑誌」及び「オンライン雑誌」については、「4141 出版業」の主業としての生産物として格付けされている。他方、これらを含むデジタルコンテンツの配信プラットフォームを構築し、ネットワーク経由で提供・配信するサービス(コンテンツ配信プラットフォームサービス)については、「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の主業としての生産物であり、「6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)」の主業としての生産物には該当しないものと思料する。以上から、「4141 出版業」の定義文に電子出版が含まれることを追記し、併せて、「4131 新聞業」については、新聞社がインターネットを通じて独自に記事のオンライン配信を行っていることを踏まえた定義文の修正を行うこととする。(検討中)
62	B-62	H運輸業、郵便業	-	項目名	「3PL(サードパーティロジスティクス)事業」の産業分類の決定方法について検討いただきたい。	3PL事業は、荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行する。(総合物流施策大綱(2013-2017)「用語解説」) また、当該事業者には、アセット型とノンアセット型があり、アセット型は、業者自身が資産(施設・車両・情報システムなど)を保有・運用し、業務を行う業態である。一方、ノンアセット型は、業者自身は資産を持たずノウハウを持って他の業者の資産を利用しながら業務を行う業態である。 近年、物流事業を包括的に受託している事業者が見受けられる。当該事業の場合、事業者が主とする物流業務で分類するか、特定の産業に分類するか検討いただきたい。	第5回	国土交通省	アセット型の3PLサービスは、自社のトラックや倉庫等の設備を有していることから、道路貨物運送業や倉庫業など、主たる経済活動により分類することが適当である。 一方、ノンアセット型の3PLサービスは、荷主企業のためのコンサルティング業に近い事業形態と思われるが、一部、利用運送などによる運送等を行なっている場合もあるので、アセット型と同様に主たる経済活動により分類することが適当である。	3PLは、荷主企業の物流業務を包括的に請負う事業形態であるが、その事業形態は契約内容によって様々であり、それらを統一的に定義し、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため。
63	B-63	H運輸業、郵便業	4211	項目名	4211 普通鉄道業 ×例示「鉄道事業者の工事事務所・工事区(直営工事を行う事業所)[0611・0621]」は、大分類Dの総説ただし書き(～主として自己建設で維持補修工事を行う事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。)を受ければ4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所と考えてよいのか。 それとも鉄道事業だけ特別な考え方をするのか、考え方についてお示しいただきたい。	切り分けを明確にしていきたい。	第5回	国土交通省	大分類H-運輸業、郵便業の総説によれば、鉄道業の運輸施設の維持補修を行う事業所は鉄道業に該当すると理解できる。他方、大分類D-建設業の総説によれば、主として自己建設で維持補修工事を行う事業所は建設業には該当しない。これらから、鉄道業の運輸施設の維持補修を主として自己建設で施工する事業者は鉄道業に分類できる。 これに関連して、普通鉄道業の円滑な運営の観点から、毎日の運行前点検等のように日々の運行と併行し、それと一体不可分の作業を行う事業所を細分類4211に分類し、他方、通常の運営とは別にして維持補修等を行う事業所を細分類4209に分類する。これが分かるよう細分類4209に説明を加える。 また、以上を踏まえ、細分類4211の×例示「鉄道事業者の工事事務所・工事区(直営工事を行う事業所)[0611・0621]」の()内を(自己建設で維持補修工事を行う事業所を除く)と修正する。	細分類4209の説明文における修理・整備の支援業務を提供する事業所と細分類4211等に分類される事業所の区分けをより明確にするため。
64	B-64	H運輸業、郵便業	4321	説明文	4321 一般乗用旅客自動車運送業 ○例示に「患者等搬送事業(民間救急サービス業、民間救急車)」の追加を検討いただきたい。	有償で緊急性のない患者等搬送業務を行う民間の事業。	第5回	国土交通省	変更しない。	「患者等搬送事業」を行う事業は「一般乗用旅客自動車運送事業」以外にもあり、全ての「患者等搬送事業」を行う事業所が「一般乗用旅客自動車運送事業」とは限らないため。
65	B-65	I卸売業、小売業	-	新設	「ワンプライスショップ」、「100円ショップ」が分類される産業分類の項目の新設をご検討いただきたい。 また、6091×例示「ワンプライスショップ(販売する商品によって分類される[6091を除く56～60])」について、販売する商品によって分類されるとあるのに「56」が入っている理由について、考え方をお示しいただきたい。	事業内容から販売する商品を把握し分類するのは困難なため、ドラッグストア、コンビニエンスストアのように項目を新たに設けられないかご検討いただきたい。	第8回	経済産業省	現行どおりとする。 →第8回検討チーム上にて、「業態」の検討を行った後に、議論の結果を踏まえて再検討することになった。	「100円ショップ」という呼称に代表されるワンプライスショップは、商品をすべて均一価格で販売する販売戦略としての形態であるため、販売形態やサービスの提供の観点から既存の細分類と区別することが困難であり、新規立項は見送ることとした。 なお、国際分類においては、ISICにおいても立項はされていない。
66	B-66	I卸売業、小売業	6052	新設	「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」「電気自動車充電スタンド」、「水素ステーション」について、ご検討願いたい。	電気又は水素を燃料とする自動車の増加が見込まれるため。	第8回	経済産業省	今後の電気自動車及び燃料電池自動車の市場拡大を見据えて、「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」の内容例示に追記する。	今後の電気自動車及び燃料電池自動車の市場拡大を見据えて、「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」の内容例示に追記する。また、市場規模が小さいと思われる薪、練炭、豆炭、石炭などについては、経済センサス-活動調査及び平成26年商業統計調査の商品分類を参考に「非石油系燃料」として一括して表記する。
67	B-67	I卸売業、小売業	5131	説明文	5131 寝具類卸売業 ○例示「マットレス卸売業」について、明確化していただきたい。	「マットレス」製造には、「1191 寝具製造業」の(和室用)と、「1313 マットレス・組スプリング製造業」の(ベッド用)がある。 「5131」は寝具類なので、家具の(ベッド用)とは異なり(和室用)と考えるが、「5511」には「ベッド卸売業」の表記でマットレスについての記載はない。マットレス卸売業は和室、ベッドに関係なく「5131」なのかベッド用なのか明確化していただきたい。	第8回	経済産業省	内容例示の明確化のために修正を行う。	マットレス卸売業においては、一般的に和式及び洋式問わず商品を取り扱うことから、ベッド向けのマットレスも含まれる。
68	B-68	I卸売業、小売業	5369	説明文	5369 その他の再生資源卸売業 定義に「他に分類されない再生資源」を明確に示していただきたい。	現在、再生資源として利用されているものは食物残渣や木くずなど様々あり、それらを原料用として卸売する事業所もある。定義が「他に分類されない再生資源」では再生資源の範囲が不明瞭なため明確に示していただきたい。	第8回	経済産業省	現行どおりとする。	「5369 その他の再生資源卸売業」は、中分類53の5369以外のいずれの細分類にも該当しないものを分類することとなり、分類体系としては何ら不明瞭ではないと考える。 なお、5369に該当するか否かの判断については、個別の事例で判断に迷うものが生じた場合に、都度、照会されたい。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
69	B-69	I 卸売業、 小売業	6081 6082	説明文	6081 写真機・写真材料小売業 6082 時計・眼鏡・光学機械小売業 写真機(カメラ)レンズは、写真機の部分品・付属品に該当すると考えられますが、6081又は6082のどちらに分類するのが適当か、例示等でお示しいただきたい。	どちらの分類とも取れ不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。	第8回	経済産業省	内容例示の明確化のために追記する。	既存の分類において、写真機(カメラ)用レンズは、写真機の一部に含まれている。 <参考> ◆財分野の生産物分類 統合分類「60810300 写真機(小売)」に詳細分類「60810306カメラ用レンズ(小売)」を設定 ◆平成26年商業統計調査「産業分類表及び商品分類表」 60811 写真機・写真材料(小売) ○写真機(デジタルカメラを除く)(部分品・付属品を含む)、撮影機(部分品・付属品を含む)、映写機(同)、写真フィルム、写真感光材料など 60821 時計・眼鏡・光学機械(小売) ※上記の「部分品・付属品」に写真機(カメラ)用レンズが含まれる。
70	B-70	I 卸売業、 小売業	6199	説明文	6199 その他の無店舗小売業 ○例示に具体的な例示がないので、「夕食材料宅配業」、「宅配専門牛乳店」の追加を検討いただきたい。 また、「ウォーターサーバー・宅配水販売」の産業分類について検討いただきたい。	宅配水を行う事業は、ウォーターサーバーを無料でレンタルし、水を定期配送によって販売している事業者が多い。 「夕食材料宅配業」、「宅配専門牛乳店」などと同様に、その他の無店舗小売として「6199」となるか。 例示を列記することで範囲の明確化を図る。	第8回	経済産業省	現行どおりとする。	夕食材料宅配業、宅配専門牛乳店、ウォーターサーバー・宅配水販売のいずれも、「6113無店舗小売業(飲食料品小売)」に分類され、また、例示については、既存の○例示(飲食料品カタログ販売小売業、飲食料品インターネット販売小売業)に包含されるもの思料する。
71	B-71	J 金融業、 保険業	-	説明文	「電子記録債権業」 関係項目に説明文、例示等の追加を検討していただきたい。	現状の産業分類では不明瞭であり、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。	第6回	金融庁	「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に「電子債権記録債権業」を追加する。	電子記録債権業を明確にするため追加した。 なお、「電子債権記録債権業」指定数が5社であることから、産業分類改定基本方針の量的基準により、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」に○例示を追加することが適切であると考ええる。
72	B-72	J 金融業、 保険業	6431 6432	説明文	クレジットカードを発行せず個別の商品について販売信用業務(個別信用購入あっせん)を行う者について、考え方をお示しいただきたい。	「6431 クレジットカード業」の○例示に「信販会社(クレジットカード業のもの)」=包括信用購入あっせんが記載されているが、クレジットカードを発行しない「個別信用購入あっせん」を行う者がどの産業に分類されるか明記いただきたい。 (割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第三章第二節)	第6回	金融庁	現行通りとする。	当該分野の設定当時に業界団体からの意見聴取において、クレジットカードによる販売信用(包括信用購入あっせん)及びクレジットカードによらない販売信用(個別信用購入あっせん)は、クレジットカード会社の代表的な業務であるとの見解をいただいております。近年の取扱高を踏まえると、そのほとんどは「6431クレジットカード業」に分類されるものと思料する。 仮に、クレジットカードによらない販売信用(個別購入あっせん)を主な事業としている場合は、「6499 他に分類されない非預金信用機関」に分類されるものと考えられる。 (参考) https://www.j-credit.or.jp/customer/basis/sales_act.html 他方、「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」では、「643 クレジットカード業、割賦金融業」に対応する生産物分類の一つとして「クレジットカードによらない販売信用サービス」が設定されている(ただし、「説明・内容例示」の記載が「個別信用購入あっせん」の内容に則したものでないことから、今後、修正が必要)。 (参考) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm また、経済産業省所管の「特定サービス産業実態調査」の「クレジットカード業、割賦金融業」の調査項目においては、①「クレジットカード業務及び割賦金融業務」に「個別信用あっせん」は含まれないこと、②「その他の業務」の「金融・保険業務」の項目である「販売信用業務」の内訳として「個別信用あっせん」を含むものとして実施している。 以上を踏まえ、事業者ごとの分類とする際には現行通りが適切であると考ええる。
73	B-73	J 金融業、 保険業	6499	説明文	「株式会社国際協力銀行」について、6499 他に分類されない非預金信用機関に分類されたと考えるが問題ないか。またその場合、6491 政府関係金融機関に×例示の追加を検討いただきたい。	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)に基づき設置された株式会社である。 例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。	第6回	金融庁	現行通りとする。	ご意見のとおり、「株式会社国際協力銀行」は、独立行政法人ではなく、法的には特殊会社である。一方、現時点においても政府が出資する政府関係金融機関(※)として広く認知されており、また、「6491政府関係金融機関」の説明文記載にある「特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等」として該当することから、現行の分類で差し支えないものと思料される。 (※)財務省HP参照 (https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/financial_institution/index.html)
74	B-74	J 金融業、 保険業	6529	説明文	「6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業」 ○例示「商品先物取引仲介業者」は、「6631 金融商品仲介業」との関係について、考え方を検討いただきたい。	仲介業者とあるが、6631 金融商品仲介業での例示ではなく、違和感があるため。	第6回	金融庁	現行通りとする。	第13回改定検討時に同様のご質問をお受けしているが、現時点においても、業の質上、取扱商品に依らざるを得ず、あくまで商品先物取引業者の存在を前提とする業であることから、商品先物取引業と一括りの小分類にした方が、一般により密接な関係として理解できるため、「6631 金融商品仲介業」での例示ではなく、現行案のとおり6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」に位置づけることが適切であると考ええる。
75	B-75	J 金融業、 保険業	6614 6615	説明文	独立行政法人農林漁業信用基金については、「6614 信用保証機関 例示:農林漁業信用基金(林業部門)」「6615 信用保証再保険機関 例示:農林漁業信用基金(農業・漁業部門)」と分かれて掲載されているが、事業所は単独と見受けられるため、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	パンフレット等で当該事業内容は見受けられるが、事業所は1箇所であるため。	第6回	金融庁	検討中	検討中

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
76	B-76	J 金融業, 保険業	6619 6639	説明文	「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)」が改正され(29年4月に施行)、暗号資産交換業が法律で位置付けられたことから、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第6回	金融庁	改正資金決済法に基づき、「6619 その他の補助的金融業、金融付帯業」の内容例示に、「暗号資産交換業者」を追加する。 →引き続き検討中	暗号資産交換業者は一体的に暗号資産代理業等を行っていることから、「6619その他補助的金融業」への○例示追加が適切であると考えます。 また、これに関連して、平成29年に貴省より、仮想通貨交換業(当時)の分類について照会があり、これに基づき、現在、「6619その他補助的金融業、金融付帯業」もしくは「6639その他の金融代理業」に分類している。 なお、暗号資産交換業については、現在、国際標準産業分類(ISIC)で議論されていることから、ISICにおいて分類項目を新設することが明らかになった場合は、上記分類ではなく、新たな細分類項目として設置することを検討する。
77	B-77	J 金融業, 保険業	6729	説明文	6729 その他の損害保険業 ○例示に「日本貿易保険」の追加を検討いただきたい。	2017年に貿易保険法が改正され、政府が出資する特殊会社として「株式会社日本貿易保険」が設立された。特別の法律に基づく機関であることから明記いただきたい。	第6回	金融庁	現行通りとする。	株式会社日本貿易保険(NEXI)は、「貿易保険法(昭和25年法律第67号)」に基づき設立された政府全額出資による特殊会社であり、NEXIの業務を損害保険業だけに限るものではないため、現行の分類で差し支えないものと思料いたします(一社のみの分類項目を創設することになるため)。
78	B-78	J 金融業, 保険業	6729	説明文	「住宅瑕疵担保責任保険法人」について、6729 その他の損害保険業に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人。 定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。	第6回	金融庁	現行通りとする。	「住宅瑕疵担保責任保険法人」は、業務が多岐にわたり、保険業をメインで行っている会社もあれば、住宅性能評価業務や検査業務等を行っている会社もあることから、一律的に保険業に位置づけることは適切ではないと考えられる。仮に保険業をメインに行っている会社は業務内容を踏まえれば、現状の説明文で「6729 その他の損害保険業」に分類可能であると思料される。
79	B-79	J 金融業, 保険業	-	説明文	電磁的方法を用いた資金決済に関する経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 「○○Pay」などのキャッシュレス決済など	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第6回	金融庁	「6619 その他の補助的金融業、金融付帯業」の内容例示(○例示)に以下の項目を追加する。 ・「前払式支払手段発行者(QRコード決済・電子マネー(前払式支払手段として提供されるもの)等)」 ・「資金移動業者(QRコード決済・電子マネー(資金移動業として提供されるもの)等)」 ・「電子決済等代行業者」 →引き続き検討中	いわゆるQRコード決済や電子マネーについては、銀行業として行われるものや資金移動業として行われるもの、前払式支払手段として行われるもの、割賦販売事業で行われるものが存在しているものと認識している。そのため、本項目については、前払式支払手段発行者及び資金移動業者について()内に例示を追記することが適切であると考えます。 また、フィンテック関連の経済活動や改正銀行法を踏まえ、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に電子決済等代行業者を追加した。なお、電子決済等代行業者は既存の金融システムを活用して、クラウド等によるプラットフォームの提供等を業としており、他にも複数事業を行っているものと思料されるため、「6619その他の補助的金融業、金融付帯業」の○例示に追加することが適切であると考えます。
80	B-80	J金融業, 保険業 P医療,福 祉社	6499 8511 ほか	説明文	「日本私立学校振興・共済事業団」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第6回 第8回	6499:金融庁 8511:厚生労働省 文部科学省	現行通りとする。	第10回改定(H5)時は、「6599他に分類されない政府系金融機関」として、「日本私学振興財団」を例示していた。 その後、「日本私学振興財団」及び「私立学校教職員共済組合」が解散し、特殊法人「日本私立学校振興・共済事業団」が設立(H10)している。 第11回改定(H14)時では、「6329その他の政府系金融機関(第10回改定分類項目6599の移管先)」において、「日本私学振興財団」が削除され、現在に至る。 これは、振興事業以外の事業も行っていることから、当該分類が適切ではなくなったため、削除したものと思料されるので、この間の経過を踏まえ、現行の説明表記および例示で差し支えないものとする。
81	B-81	K 不動産業,物品 賃貸業	6941	説明文	6941 不動産管理業 ×例示に「マンション管理組合」の追加を検討いただきたい。	マンション管理組合とは、分譲マンションを購入した人(区分所有者)で構成された、そのマンションを管理するための組合組織である。組合は、組合が管理する敷地および共用部分等の保安、保守、清掃、修繕積立金の運用、居住者間の社交、親睦を深める業務等、組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務を行っている。 管理組合とマンション管理業とで紛れてしまうため、明確化するためにも例示を掲載いただきたい。	第7回	国土交通省	右記のとおりと考えられ、内容例示の追加については現行どおりとする。	マンション管理業は、マンションの区分所有者(管理組合等を含む)の委託を受けて不動産の管理を行う事業所とJSICでは定義している。マンション管理組合はマンションの区分所有者で構成された建物並びにその敷地及び附属施設についての財産管理団体である。 以上のように、マンション管理業とマンション管理組合は、明らかに異なるものであり、紛れがあるとは考えにくい。実査上の紛れやすさが生じる場合については、個別の調査で記入要領を工夫する等の対応を検討されたい。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
82	B-82	K 不動産 業、物品 賃貸業	7021	説明文	7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く) ○例示「医療機械器具賃貸業」には在宅用の医療器具も含まれるのか、お示しいただきたい。	在宅で使用する人工呼吸器などの賃貸も「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」でよいでしょうか。よい場合は例示に追加していただきたい。	第7回	経済産業省	現行通りとする。	ご認識のとおり、在宅療養で使用される医療機器の賃貸も「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」に含まれる。 ただし、次の理由により、統計調査以外にも幅広く活用されている日本標準産業分類の利用者に誤解等を惹起するおそれがあることから、内容例示として個別の医療機器の記載については慎重に判断する必要があります。 ①医療器具については、その有効性・安全性を確保するため、「医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)」(薬機法)に基づき、製造から販売、販売後の安全対策まで一貫した規制が行われており、事業として医療機器を販売、授与及び貸与する場合には、薬機法上の人体に与えるリスク区分に応じて都道府県知事の許可又は届出が必要となっている。 ②事例として挙げられている、人工呼吸器については、薬機法上のリスク区分において「高度管理医療機器」に該当し、その販売・貸与には都道府県知事の許可が必要となっている。なお、その貸与については、一般的に医療機関に対して賃貸されるものであり、在宅療法として使用される場合には、医療機関において医師の診察を受けた上で、当該医療機関を経由して患者に貸出されるものであり、事業者は医師の指示に従って機器の設置や保守等を行うものであり、患者に直接貸与されるものではないことに留意が必要となる。 <参考1> 東京都福祉保健局 医療機器のリスク分類と販売業・貸与業の許可・届出 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/sale_lease/risk.html <参考2> 「医療機器の貸出しについて」(医療機器業公正取引協議会)P4 在宅医療機器の貸出し https://www.jitc-mdi.jp/pdf/kashidashi.pdf <参考3> 在宅療法における医療機器の貸与事例 https://www.awi.co.jp/ja/business/medical/care/hot.htm(エア・ウォーター株式会社・在宅酸素療法) https://medical.teijin-pharma.co.jp/zaitaku/remedy/hot/02/(帝人ファーマ株式会社・在宅酸素療法) https://www.fukuda.co.jp/medical/inhome_medical/service/hmv.html(フクダ電子株式会社・在宅人工呼吸法) https://www.fukuda.co.jp/medical/inhome_medical/service/cpap.html(フクダ電子株式会社・経鼻的持続陽圧呼吸療法(CPAP))
83	B-83	K 不動産 業、物品 賃貸業	7031	説明文	「7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)」の○例示に「電子式複写機(コピー機)賃貸業」()書きの追加を検討していただきたい。また「複合機賃貸業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすいため。また、複合機の例示も追加されたい。	第7回	経済産業省	「7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)」の○例示について、以下のとおり対応する。 ・「電子式複写機賃貸業」の表記を「電子式複写機(コピー機)賃貸業」に修正する ・複合機賃貸業を追加する	「2711 複写機製造業」における修正内容(内容例示を複写機製造業(コピー機)に修正)も踏まえ、分かりやすい表現とするため。
84	B-84	K 不動産 業、物品 賃貸業	7041	説明文	「7041 自動車賃貸業」の○例示に「カーシェアリング業」の追加を検討いただきたい。	増加している産業のため。	第7回	経済産業省	現行通りとする。	道路運送法上、レンタカー型カーシェアリング業はそもそもレンタカー業に含まれるため。
85	B-85	K不動産 業、物品 賃貸業 M宿泊 業、飲食 サービス業 N生活関 連サービス 業、娯楽 業	6941 7599 7911 ほか	説明文	「住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)」により、民泊に係る3つの事業が新たに制度上位置付けられたことに伴い、民泊に係る産業分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第7回	6941:国土交通省 7599:厚生労働省 7911:総務省	・「6941 不動産管理業」の内容例示(○例示)に「住宅宿泊管理業」を追加する。 ・「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示(○例示)に「住宅宿泊事業」を追加する。 ・「7911 旅行業(旅行者者代理業を除く)」の内容例示(○例示)に「住宅宿泊仲介業」を追加する。	・住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の制定により「住宅宿泊管理業」、「住宅宿泊事業」、「住宅宿泊仲介業」が新設されたため。 ・「住宅宿泊事業」は、「7511 旅館、ホテル」、「7521 簡易宿所」、「7531 下宿業」等のいずれにも分類しがたいため、「7599 他に分類されない宿泊業」に分類する。
86	B-86	K不動産 業、物品 賃貸業 Rサービス 業(他に 分類され ないもの)	6811 9299	説明文	6811 建物売買業 ○例示に「リゾートホテル会員権販売(共有所有権型)」の追加を検討いただきたい。 「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」 ○例示に「リゾートホテル会員権販売(利用権型)」の追加を検討いただきたい。	ホテルの所有権をオーナー同士で共有し、口数で割った持分を登記する(不動産を所有することになる)。現在のリゾート会員権の主流が、この共有制の所有権付会員権となっている。 また、ゴルフ会員権のように利用権のみを持つ利用権型もある。 この場合は、宿泊に付帯するサービスと考えられるが、「中分類75-宿泊業」に該当する符号がないため「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」としてもよいか、どのように分類するのが適当でしょうか。考え方をお示しいただきたい。	第7回 第8回	6811:国土交通省 9299:総務省	現行どおりとする。	「リゾートホテル会員権販売(利用権型)」の仲介を専業とする事業者は、会員権の販売対象が個人か事業者かにより、「7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業」または「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に該当すると考えられる。 また、「リゾートホテル会員権販売(共有所有型)」を専業とする事業者については、マンションなどの不動産の販売を行う事業者と同様に「6811 建物売買業」に該当すると考えられる。
87	B-87	L学術研 究、専門 技術サー ビス	-	総説	「開発」の定義を明確にされたい。 総説の「開発研究」には、製造業を営む企業が行う製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)も含まれるのかご教示いただきたい。 含まれるのであれば記述いただきたい。	事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 「研究所」、「製造業」、「管理、補助的経済活動」のうちどの分類が適当か。 他にも、飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか、考え方をお示しいただきたい。	第7回	総務省	現行通りとする。	①「開発」の定義について →製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)は、開発と製造両方の側面を有すると思料するため、産業分類については製品開発が行われている場所によってそれぞれ分類される。よって、記載については現行通りとする。 ②事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 →製造を行う事業所の一角に研究拠点がある場合は「大分類E-製造業」とする。 ③飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか。(以下の分類は、メニュー開発が製品開発に相当する場合。) ・飲食サービス業を営む事業所とは別に独立して、メニュー開発を行う事業所を有する場合、当該事業所は「中分類71-学術・開発研究機関」の該当する研究開発に分類される。 ・独立した事業所ではなく、管理統括を行う本社などでメニュー開発を行う場合は、該当分類の「主として管理事務を行う本社等」に分類される。 ・独立した事業所ではなく、研究開発以外を主業とする事業所(本社以外)の内部で研究開発を行う場合は、当該事業所の産業に分類される。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
88	B-88	L 学術研究、専門・技術サービス	7299	説明文	7299 他に分類されない専門サービス業 ○例示に「ISO認証業」、「ISO認定業」の追加を検討いただきたい。	現在多くの企業などでISOの認証取得を行っており、認定機関より審査を行う認定を受けた認証機関(審査機関)について、例示を追加いただきたい。 ISO認証はISOが認証する国際標準化規格のことで、各種規格を統一することで国際的な規模での交流を助長するとともに企業活動の発展を促進することを目的としたもの。	第7回	総務省	内容例示に「国際規格審査業」を追加する。	【明確化するため例示を追加】 「ISO認証業」、「ISO認定業」は7299に分類されるため。 なお、例示については生産物分類を参考に「国際規格審査業」として追加する。
89	B-89	L 学術研究、専門・技術サービス	7299	説明文	7299 他に分類されない専門サービス業 ○例示に「補償コンサルタント業」の追加を検討いただきたい。	補償コンサルタントは、公共用地として提供される土地にある建物や工造物を調査して、住んでいる人たちの生活機能を失わせないように移転方法、移転先を考慮し、移転又は損失による補償額を算定する。また、事業の施工に伴って発生する騒音・振動・地盤変動等による事業損失に関する調査及び損失額を算定する。 主事業とする事業所も多く見受けられるため、追加を検討いただきたい。	第7回	総務省	現行通りとする。	補償コンサルタント業は、「補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号)」より公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務の受託又は請負を行う者をいう。8つの登録部門があり、一部又は全部について登録を受けることができる。ただし登録の有無に関わらず、補償コンサルタント業は自由に行うことができる。 上記規程の補償コンサルタント業は、「公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務」を目的とした様々な事業が含まれるので、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため、事業所ごとに主要な産業により分類される。
90	B-90	L 学術研究、専門・技術サービス	9299	説明文	「著作権等管理事業」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	委託者との信託契約又は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業(著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号))であり、委託者に代わり、著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配などを行っているが、説明表記や例示等を記載することにより、どの産業に分類されるかが明確になるため。	第7回 第8回	総務省	現行通りとする。 なお、著作権管理業(委託者との信託契約又は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業)は「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類される。	著作権管理業は事業者数が少ないため、例示追加は見送ることとする。 「文化庁 著作権等管理事業者登録状況一覧(令和3年11月1日現在)(全28事業者)」また、知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA(EUの生産物分類)及びCPC(国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることにする。
91	B-91	M 宿泊業、飲食サービス業	7621 7629	説明文	「7621 日本料理店」の○例示に「郷土料理店」の追加を検討していただきたい。 また、「7629 その他の専門料理店」の○例示に「ジンギスカン料理店」の追加を検討していただきたい。	「7621 日本料理店」は日本料理、「7629 その他の専門料理店」は特定の料理とある。「7629 その他の専門料理店」の○例示の「ジンギスカン料理店」は、北海道地方で多く見られる羊肉を使った鉄板料理で、日本独自の羊肉料理でもあることから、郷土料理とも言えるのではないかと。 両者の定義を明確に示していただきたい。	第7回	厚生労働省	検討中	
92	B-92	M 宿泊業、飲食サービス業	7671	説明文	「7671 喫茶店」について、判断基準をお示しいただきたい。	抹茶カフェや日本茶カフェなどが近年増えているが、これらは喫茶店の定義「コーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料」に該当せず、「7699 他に分類されない飲食店」の「湯茶」に該当するものとなるが、提供するものがコーヒーと日本茶に違いのみで形態的には同一となっている。 日本茶は「7671」に含まれないのなら定義に明記していただきたい。	第7回	厚生労働省	「7699 他に分類されない飲食店」の説明文の「湯茶」を削除する。	抹茶カフェや日本茶カフェは、飲料及び簡易な食事等を提供する事業所であり、抹茶や日本茶は飲料に該当するため、「7671 喫茶店」に分類される。 「7671 喫茶店」との切り分けを明確にするため、「7699 他に分類されない飲食店」の説明文を修正する。
93	B-93	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	説明文	「7721 配達飲食サービス業」について、セントラルキッチン方式(受注や配達する事業所と調理する事業所(セントラルキッチン)が別場所)を用いて、配食サービスを提供している場合はそれぞれの事業所がどの産業に分類されるのかお示しいただきたい。	判断基準を明確化したいため。	第7回	厚生労働省	現行通りとする。	客の注文によって調理し配達する事業所であれば、配達を委託していたとしても「7721 配達飲食サービス業」に該当するため。 受注のみや配達のみ行う事業所は配達飲食サービス業には分類されない。
94	B-94	N 生活関連サービス業、娯楽業	-	項目名	プロゲーマー業、eスポーツ業についての分類について、考え方をお示しいただきたい。	現行日本標準産業分類では不明確なため。	第7回	経済産業省 文部科学省 総務省(統計局)	右記のとおりと考える。	「eスポーツ(esports)」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えるもの。賞金を設け、観客を入れて開催するなど、興行として行われる大会も開催されている。 eスポーツの分野でプロとして活動している者は、大会に出場することで賞金や報酬を得るほか、ゲームに関する動画配信、メディアやイベントへの出演等を行う場合もある。また、企業とスポンサー契約を結んだり、プロゲーミングチームへの所属により活動するケースもある。 これは、大分類N「生活関連サービス業、娯楽業」—中分類80「娯楽業」—小分類802「興行場(別掲を除く)、興行団」—細分類8025「演芸・スポーツ等興行団」に分類されるプロフェッショナルスポーツに類似した活動と考えられ、同細分類に該当するものとして取り扱うことが可能と考える。
95	B-95	N 生活関連サービス業、娯楽業	-	項目名	施設使用が主とも言い切れず、個人の適性・特性に合わせた運動サポートを行う事業所(マンツーマンジム、メディカルフィットネス等)の分類の考え方をお示しいただきたい。	フィットネスクラブは施設を提供することが主たる目的となっているが、例えば、脊椎損傷の方に特化してリハビリではない運動のサポートを行う事業所など、既存の分類では判断しがたい業態もでてきているため。	第7回	経済産業省	現行どおりとする。	スポーツを行うための施設を提供することを主たる事業所は「804 スポーツ施設提供業」の該当する細分類に分類され、スポーツ技能、健康などの増進のため運動を教授することを主たる目的とする事業所は「8246 スポーツ・健康教授業」に分類される。 左記意見に記載される事業所の分類は、その事業内容によって個別に判断するべきと考えられる。
96	B-96	N 生活関連サービス業、娯楽業	7891	説明文	「7891 洗剤・染物業」の説明文「染物以外の取次を行う事業所」について明記していただきたい。	「染物の取次を行う事業所も本分類に含まれる。」と明記されているので、染物以外の取次を行う事業所についても明確化するため。	第7回	厚生労働省	現行通りとする。	説明文中の「染物の取次を行う事業所も本分類に含まれる」とは、染色を行う事業所に加えて、染色を行っておらず染物の取次のみ行う事業所でも本分類に含まれることを示しているため。
97	B-97	N 生活関連サービス業、娯楽業	791	説明文	「旅行サービス手配業」について、説明表記や例示の追加を検討していただきたい。	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)が改正され「旅行サービス手配業」が新設されたため。	第7回	国土交通省	「7911 旅行業(旅行者代理業を除く)」の内容例示(○例示)に「地域限定旅行業」と「旅行サービス手配業」を追加する。	・旅行業法が改正され、「地域限定旅行業」と「旅行サービス手配業」が新設されたため。 ・現在の「7911 旅行業(旅行者代理業を除く)」の説明表記では、「旅行サービス手配業」が該当する説明になっていないため、文言を一部修正する。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
98	B-98	N 生活関連サービス業、娯楽業	7992	説明文	「7992 結婚相談業、結婚式場紹介業」の×例示「結婚相談所(社会福祉施設のもの)」は、社会福祉施設で行っているものが分類されるのか、福祉目的のもの(営利目的ではないもの)が分類されるのかが不明確なため、判断基準についてお示しいただきたい。 また、地方公共団体が少子化対策で行う結婚相談などについては、どのように判断するのか明確にしていいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第7回	総務省	営利非営利を問わず、結婚相談所は7992とするため○例示の「(営利的なもの)」を削除する。 ただし、社会福祉施設で行う結婚相談業は社会福祉施設に分類されるため現行どおり8599とする。	各都道府県で結婚支援事業をおこなっているが、委託等も行っており、事業内容からも営利・非営利の区分が混在するため。
99	B-99	N 生活関連サービス業、娯楽業	8053	説明文	「8053 テーマパーク」の説明文等について見直しを検討いただきたい。	遊園地などと判断に困る事例があるため。 経済産業省「特定サービス産業実態調査」の「公園、遊園地・テーマパーク調査票記入注意」を参考にはどうか。	第7回	経済産業省	現行通りとする。	遊園地は主として、ジェットコースター、メリーゴーランド、観覧車といった遊戯設備を中心にサービスを提供して施設である。一方、テーマパークは、文化や国、時代、キャラクターなど特定のテーマに合わせた空間を演出することによりサービスを提供する施設である。 特定のテーマについては、①キャラクターについては固有のものであること、②常設のものである(一時的な催事ではない)が必要と思考される。 ただし、一般公衆向けに動植物の鑑賞のサービスを提供することが主たる事業であれば、「8214 動物園、植物園、水族館」に格付けされるのが一般的と考える。 日本の遊園地については、戦前から娯楽施設として運営されてきた老舗や民営鉄道会社の沿線開発の一環として開発された施設が主流であったが、その後、在来型の遊園地と異なる特定のテーマを設定した大規模娯楽施設の開業が相次いだこともあり、2002(平成14)年3月の第11回改正のときに「テーマパーク」が日本標準産業分類において新設されたという背景もある。 これらを踏まえて、個別に分類されるものとする。 <参考資料> ・動物愛護管理法・第一種動物取扱業者の規制 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html ・(公社)日本動物園水族館協会 加盟園一覧 https://www.jaza.jp/search-enkan ・日本植物園協会 分野の区分 http://www.syokubutsuen-kyokai.jp/outline/section.html ・朝日新聞「ことばマガジン」 http://www.asahi.com/special/kotoba/archive2015/danwa/2014072300001.html
100	B-100	N 生活関連サービス業、娯楽業	8062	説明文	「8062 囲碁・将棋所」の説明文「囲碁、将棋など～」の「など」には、どのようなもの(例えば、オセロ、チェス)が含まれるのか。 ○例示の追加を検討いただきたい。	現行の産業分類では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していいただきたい。	第7回	経済産業省	説明文の「など」の表記を削除する。	①「8062 囲碁・将棋所」は、名称のとおり囲碁又は将棋を行うための施設であり、オセロやチェスを行うための施設を提供する事業所については、「8069 その他の遊戯場」に格付けされる。 ②説明文の「囲碁、将棋など～」については、「日本標準産業分類」が初めて設定された1949年10月当初から記載があるが、経済産業省においてその経緯について把握できる資料等については確認できなかった。また、上記①を踏まえると、その意味するところは希薄なものと思考されるため「など」の表記は削除することとした。 (参考資料)総務省 統計基準・統計分類 過去の日本標準産業分類 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)
101	B-101	O 教育、学習支援業	8121 8131	説明文	「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」の改正(平成28年4月)を受け、義務教育学校が学校の種類として創設された。 義務教育学校で前期課程(小学校段階に相当)、後期課程(中学校段階に相当)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-	第8回	文部科学省	・小分類番号813、細分類番号:8132に義務教育学校を新設する。	・義務教育学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の改正(平成二十八年四月一日施行)を受け、新たに制度化された。 ・義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する事業所をいう。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを学校の目的としている。 ・以上を勘案し義務教育学校については、小分類番号813、細分類番号:8132に新たに設置する。
102	B-102	O 教育、学習支援業	8161 8162	説明文	専門職大学、専門職短期大学について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	文部科学省	・専門職大学については、高等教育機関(小分類番号:816)、大学(細分類番号:8161) ・専門職短期大学については、高等教育機関(小分類番号:816)、短期大学(細分類番号:8162)にそれぞれ分類し、説明表記を記載する。	・専門職大学及び専門職短期大学は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の改正(平成三十一年四月一日施行)を受け、新たに制度化された。 ・深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を展開(育成)することを目的として設置された事業所をいう。 ・以上を勘案し専門職大学及び専門職短期大学について、それぞれ説明表記を記載する。
103	B-103	O 教育、学習支援業	8181	説明文	8181 学校教育支援機関 ○例示に「大学教育質保証・評価センター」の追加を検討いただきたい。	令和元年に新たに高等教育機関の認証評価機関として認証された。当該項目に分類される機関は限定的であるため、明記いただきたい。	第8回	文部科学省	・大学教育質保証・評価センターについて、学校教育支援機関(小分類番号:818、細分類番号:8181)の例示に記載する。 →内容例示の記載等について、第10回で再提案	・大学教育質保証・評価センターは、その前身組織の公立大学改革支援・評価研究センターを改組し、一般社団法人公立大学協会の出資により平成31年4月1日に設立された事業所であり、大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的としている。 ・大学教育質保証・評価センターが行う事業は、①大学の教育研究等の総合的な状況についての評価、②大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究、③①及び②に付帯又は関連する事業である(2021年度同センター事業計画書より)。 ・以上を勘案し大学教育質保証・評価センターについて、例示に記載する。
104	B-104	O 教育、学習支援業	8216 8249	説明文	8216 社会通信教育 定義に「一般の社会通信教育(文部科学省認定社会通信教育以外のもの)も含まれることを明記いただきたい。 ○例示に「社会通信教育(文部科学省認定以外のもの)」の追加を検討いただきたい。 8249 その他の教養・技能教授業 ○例示に「通信教育(学校教育の補習)」の追加を検討いただきたい。	「社会通信教育」には、「文部科学省認定社会通信教育」と「一般の社会通信教育」があるが、現行の例示は前述に該当するものしかなく、後述に対応した例示を追加することにより、範囲の明確化を図る。 また、通信教育の内容が学校教育の補習教育を行う場合は「8249 その他の教養・技能教授業」(ここには、家庭教師のように学校教育の補習教育を行う事業者も分類)に分類することが適切とのことなので、○例示に追加していただきたい。	第8回	文部科学省	・社会通信教育(文部科学省認定以外のもの)である営利法人・個人等が実施主体の非認定社会通信教育を行う事業者が、社会通信教育(小分類番号:821、細分類番号:8216)に含まれることを説明文に記載する。 ・通信教育(学校教育の補習)については、家庭教師のように学校教育の補習教育を行う事業者のうち、学習塾に含まれない事業所として、その他の教養・技能教授業(小分類番号:824、細分類番号:8249)の例示に記載する。	・社会通信教育(小分類番号:821、細分類番号:8216)については、文部科学省の認定の有無に関わらず、通信の方法により教材等を送付し、添削指導等を行う事業者が含まれる。 ・通信教育(学校教育の補習)については、家庭教師のように学校教育の補習を行う事業所である。 ・以上を勘案し左記の対応とする。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
105	B-105	O 教育,学習支援業	8299	説明文	8299 他に分類されない教育,学習支援業 ○例示に「地域若者サポートステーション」の追加を検討いただきたい。	厚生労働省で「地域若者サポートステーション事業」を実施しており、働くことに悩みを抱えている方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。全ての都道府県に設置されている。	第8回	文部科学省	・地域若者サポートステーションを含む「若者自立支援施設」について、その他の職業・教育支援施設(小分類番号:822、細分類番号:8229)の例示に記載する。	・地域若者サポートステーションは、若者の職業的自立を支援するため、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第23条に基づき、厚生労働省が平成18年度から設置しているものである(全国177か所に設置(令和2年度))。 ・内容例示への追加は、事業の固有名称ではなく、包括的な一般名称が適切であると考えられ、○例示に、就職に困難を抱えた若者への就労支援を行う事業所である「若者自立支援施設」を追加する。
106	B-106	O 教育,学習支援業	8299	説明文	8299 他に分類されない教育,学習支援業について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	8299は教育,学習支援業を営む事業所で、「8249」は教養、技能、技術などを教授する事業所となっているが、「8299」に料理学校や洋裁学校が含まれている。これらは、教育、学習支援ではなく、技能、技術の教授ではないのか。「教育、学習支援」と「教養、技能、技術」について明確にしてください。	第8回	文部科学省	【検討中】	
107	B-107	P 医療,福祉	-	説明文	「介護医療院」について、例示を追加いただきたい。	現行日本標準産業分類では不明確なため。(平成30年4月より創設されることとなった。)	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、細分類「介護医療院」を新設する。	「介護医療院」は、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により新たに創設された施設区分であり、他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法に位置付けられている施設区分である。今後増加が見込まれる産業を的確に把握するため、対応案のとおりとする。
108	B-108	P 医療,福祉	8342	説明文	8342 看護業 定義文「～派出看護師会」について、存在が確認できないため定義文の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、「8342 看護業」の定義を修正する。	総務省からの意見のとおり、派出看護師会は現在存在しない。加えて、現行の定義「看護師又は准看護師であって、公共職業安定所若しくは派出看護師会に求職登録を行ってあつせんされ、看護業務を行うもの、又は独立して看護を業とするもの」は、かつて存在した「付添看護」のために、いわゆる看護婦・家政婦紹介所(このかつての名称が派出看護師会)などから派遣されていた看護業務を指すものである。この付添看護は平成6年に廃止され、現在では、入院医療であれば医療機関に雇用された看護職員が、在宅医療であれば訪問看護事業所の看護職員が、それぞれ看護業務を行っている。そのため、従来の記載は削除し、定義及び内容例示を看護業及び訪問看護事業所についての記載に変更する。 なお、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき、看護業を行う主体に看護師の資格を有する保健師と助産師を追加する。
109	B-109	P 医療,福祉	8369	説明文	8369 その他の医療に附帯するサービス業 ○例示に「読影業」の追加を検討いただきたい。	読影は、レントゲンやMRI、CT、エコーなど様々な画像検査結果から所見を行う。治療のために診断を行っていることから「8369 その他の医療に附帯するサービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。その場合、○例示に追加していただきたい。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	「読影業」はその定義・範囲が不明確であり、例示に加えるべきでない。 また、医行為を行う場合は、原則として医療機関で行われる必要性があり、必ずしも「8369 その他の医療に附帯するサービス業」に該当するものではなく、「8311 一般病院」等に該当することもあることから、例示としては適当とは言えない。 さらに、「遠隔画像診断」処理を行う事業者数・市場規模を含め詳細は不明である。
110	B-110	P 医療,福祉	8429	説明文	8429 その他の健康相談施設 ○例示「保健師駐在所」について、存在が確認できないため例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。	第8回	厚生労働省	内容例示「保健師駐在所」の記載について削除する。	1997年に地域保健法(昭和22年法律第10号)施行により、廃止しているため。
111	B-111	P 医療,福祉	8492	説明文	「違法薬物の検査業」について、8492 検査業と考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	違法薬品の検査業は属する分類が明確ではないため、例示には記載しない。 なお、当該事業所の分類は、対象となる薬品や使用対象によって個別に判断すべきと考えられる。
112	B-112	P 医療,福祉	8531	説明文	子ども子育て支援制度における地域型保育事業等に関する分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 ① 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項) ② 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) ③ 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項) ④ 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項) ⑤ 時間外保育(子ども・子育て支援法第59条第2号) ⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項) ⑦ 病時保育事業(児童福祉法第6条の3第13項) * 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) * 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	新制度で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて一部修正する。	(第8回検討チームにおいて提出済み) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所については、「8531 保育所」に例示を追記し、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所については、「8539 その他の児童福祉事業」に例示を追記する。 延長保育事業(※)や一時預かり事業、病児保育事業については、実施場所が保育所に限定されておらず、一律に例示として追加することは不適当であるため、例示の追加は行わない。 (第9回検討チームにおいて追記) ※左記意見⑤に記載のある「時間外保育」(子ども・子育て支援法第59条第2号)と、「延長保育事業」は必ずしも同一ではないが、「時間外保育」は事業そのものを指しているのではなく通常保育外の保育を指しており、「時間外保育」を受けた際に保護者が支払うべき費用の全部又は一部の助成を行うことにより必要な保育を確保する事業を「延長保育事業」という。 以上を踏まえ、「延長保育事業」について回答する。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
113	B-113	P 医療,福祉	8539	説明文	8539 その他の児童福祉事業 ○例示に「障害児居宅介護サービス業(障害児福祉事業のもの)」の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	主に障害児を対象とした居宅介護を行う事業所は、「8539 その他の児童福祉事業」に分類されるが、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づく居宅介護事業は、障害者及び障害児を対象としている事業であり、障害児だけを対象とした障害児居宅介護サービス事業という事業は存在しないため、例示の追加は行わない。
114	B-114	P 医療,福祉	8551	説明文	8551 居住支援事業 ○例示「ケアホーム(障害者福祉事業のもの)」については、「グループホーム(障害者福祉事業のもの)」に法改正で一元化されているようなので、例示の見直しを検討いただきたい。	-	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、内容例示を修正する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の平成26年4月改正から「グループホーム」と「ケアホーム」の一元化により、現在は「グループホーム」のみのため。
115	B-115	P 医療,福祉	8559	説明文	8559 その他の障害者福祉事業 ○例示に「訪問介護事業所(障害者福祉事業のもの)」の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	障害福祉サービスでは「訪問介護」という分類は存在しない。 訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を包括した法令的に正しいカテゴリ名称もない。 また、細分類「8551 居住支援事業」の定義において施設等に入所・入居している者に対する支援と明記しており、訪問系の支援が細分類8551に含まれると誤解してしまうおそれはない。
116	B-116	P 医療,福祉	8599	説明文	8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 ○例示に「薬物依存症回復支援施設(DARC(ダルク))」の追加を検討いただきたい。	ダルクと呼ばれている依存からの社会復帰に向けた自立支援を行って施設が近年多く見られるため。 ダルク(DARC)とは、ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(Rihabilitation=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設で自立復帰支援を行う。	第8回	厚生労働省	現行どおりとする。	薬物依存症回復支援施設では、その施設によってプログラムに差異があると思われるものの、薬物依存症者に共同生活の場を提供し、ケースワーカー、保護司、民生委員等と連携して薬物を使わない生き方のプログラムを実践することによって、薬物依存からの回復を支援している。 上述の事業内容を踏まえると、社会福祉に類似した活動と解釈できるため、中分類85-社会保険・社会福祉・介護事業に分類されることが適当である。また、サービスの対象者等から「8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業」以外の細分類には該当しないことが明瞭であると思われることから、内容例示の追加はせず、現行のままとした。
117	B-117	R サービス業(他に分類されないもの)	939	項目名	939 他に分類されない非営利的団体 他に分類されない非営利的な事業所について、定義文に具体的な経済活動等を記載し、より明確になるようにお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。 非営利と営利との判断基準が不明確なため、財を生まない経済活動、着目点・判断基準についてお示しいただきたい。	第8回	総務省	現行どおりとする。	「デジタル大辞泉(小学館)」によれば、「非営利」とは、「経済的な利益を目的としないで活動すること。活動から生じた剰余金は、関係者間で分配せず、社会的・公共的な活動に再投資される。」とされている。 他方、「9399 他に分類されない非営利的団体」は、中分類93の9399以外のいずれの細分類にも該当しないものを分類することとなり、分類体系としては何ら不明瞭ではないと考える。 なお、9399に該当するか否かの判断については、個別の事例で判断に迷うものが生じた場合に、都度、照会されたい。
118	B-118	R サービス業(他に分類されないもの)	9229	説明文	「9229 その他の建物サービス業」 ビル以外(例えば工場や分類上建物と同様に扱う電車、船舶、航空機)を対象として、清掃、保守、機器の運転を行っている事業所の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	事務局 (厚生労働省)	【調整中】	【調整中】
119	B-119	R サービス業(他に分類されないもの)	9299	説明文	9299 他に分類されないその他の事業サービス業 「仮想事務所(住所貸し)」を提供している事業所」の考え方について、明確化していただきたい。	実不動産の賃貸ではなく、借りたい事業者へのサービスとして「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。 最近、この仮想事務所(住所貸し)の提供を主事業としている事業所が増加している。	第8回	総務省	右記のとおりと考える。	仮想事務所(住所貸し)を提供している事業所は、主として事業所を対象にサービスを提供する他に分類されない事業であることから、「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されると考えられるが、仮想事務所(住所貸し)を提供する事業以外に主業がある場合は主業によって分類される。
120	B-120	R サービス業(他に分類されないもの)	9312	説明文	「地域医療連携推進法人」について、 9312 同業団体に分類されると考えるが問題ないか。 またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の改正で、地域医療連携推進法人制度が平成29年4月から施行されたため。	第8回	総務省	「地域医療連携推進法人」は「9312 同業団体」に分類される。 例示の追加はせず、現行どおりとする。	同法人は、地域における医療機関等相互の機能分担や業務連携の推進を主たる目的とする法人であり、その業務内容は「医療連携推進業務等」(診療科の再編、医師等への共同研修など)とされており、令和4年4月1日現在31法人(※)認定されている。 上記特性を踏まえると、同業者団体の組織であるため「9312 同業団体」に分類されると考えられる。 分類の判断基準が明瞭であると思われることから、内容例示へ追加はせず、現行のままとした。 ※厚生労働省HPより
121	B-121	R サービス業(他に分類されないもの)	9331 9332	説明文	解説に挙げられている「学術(文化)功労者の顕彰、学術(文化)研究の援助、学術(文化)交流の実施及び援助」の3事業は必須要件であるかご教示いただきたい。 必須要件であれば明確になる記述としていただきたい。	市区町村で行っている芸術文化活動団体登録の、登録要件については「顕彰」を行っていることが要件となっていない場合もある。このため「日本標準産業分類」での捉え方と客体の記入が異なる場合があるため。また顕彰の程度が明確でないため。	第8回	総務省	説明文を一部修正する。	説明文が示す「学術功労者の顕彰」、「学術研究の援助」、「学術交流の実施及び援助」を明確にするため。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
122	B-122	S 公務(他に分類されるものを除く)	9731	説明文	「法務省」について、下記のとおり修正 法務省 ○刑務所; 拘置所; 少年鑑別所; 婦人補導院; 入国者収容所(入国管理センター); 法務局・地方法務局・支局・出張所; 矯正管区; 地方更生保護委員会; 保護観察所; 地方入国管理局・支局・出張所 ×法務総合研究所・支所[7121]; 矯正研修所・支所[8221]; 少年院[8229] 検察庁 ○検察庁・支部; 区検察庁 出入国在留管理庁 ○入国者収容所(入国管理センター); 地方出入国在留管理局・支局・出張所	平成31年4月1日に、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置されたため。	第8回	総務省	検討中	
123	B-123	I 卸売業, 小売業	6033	項目名	・「調剤薬局」から「薬局」に項目名の変更が必要。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、「調剤薬局」ではなく、「薬局」として定義されているため。	第9回	経済産業省	細分類6033の項目名を「調剤薬局」から「薬局」に変更する。	
124	B-124	I 卸売業, 小売業	6033	移項	・「薬局」については、「卸売業, 小売業」ではなく「医療, 福祉」に分類されたい。	・医療法において、「調剤を実施する薬局」については、「医療提供施設」として定義されているため。	第9回	経済産業省 厚生労働省	前回改定(平成25年第13回改定)から、制度における状況等に変化がないため、大分類P「医療, 福祉」への項目移動はせず、現行のままとしたい。	分類項目名「調剤薬局」は、法令に基づく名称ではないため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)において定義されている「薬局」へ項目名を修正する。
125	B-125	M 宿泊業, 飲食サービス業	7599	説明文	「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示から、「会社の寄宿舎」、「会社の独身寮」及び「学生寮」を削除していただきたい。	住居の提供に加えて、食事も提供する学生寮等は下宿業と類似した活動として細分類「7599 他に分類されない宿泊業」に分類してきたと考えられるが、学生寮等の主たる役割は住居の提供であるため、生産物分類及び産業連関表の部門分類では住宅賃貸に含める整理となっている。産業分類においても同様に中分類「69不動産賃貸業・管理業」に含める整理としてはどうか。	第7回	厚生労働省	7599の「他に分類されない宿泊業」における現行の○例示である「会社の寄宿舎」及び「会社の独身寮」を「法人用社宅・独身寮」に修正する。 →第9回産業分類検討チーム席上にて、各産業に散っている同じような産業を確認した上で再考することになった。	御指摘の「会社の寄宿舎」等は、当該会社に属する者の生活拠点(住居)を指すことが一般的であり、旅館業法の営業許可(不特定の者の宿泊等)を必要とするとは判断し難い。このため、宿泊業の例示から削除し、それらを大分類K-不動産業、物品賃貸業の「692貸家業, 貸間業」に移動することを検討したが、「会社の寄宿舎」等は、当該会社の福利厚生や労働契約の一環として提供される住居であることがほとんどであり、一般的な賃貸借契約とは異なる形態により住居が提供されていると言える。 他方、法人向けの社宅業務の代行等を行う企業が一定程度あると考えられるので、現在の分類構成も考慮した上で、それらを現行の細分類「7599他に分類されない宿泊業」へ位置付けることが適切であると考えられる。 この際、社宅としての寄宿舎はかなり減少してきていると想定されるので削除し、一般的に使用されてより包括的な表現である「社宅」に修正する。また、法人向けの社宅業務等を行っている企業が当該分類に該当することを明確にするため、現行の「会社の」から「法人用」へと修正する。なお、独身寮も同様の考えである。
126	B-126	M 宿泊業, 飲食サービス業	7661	移項	オーセンティックバーを「7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ」から「7651 酒場, ビヤホール」に移項していただきたい。	「7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ」の定義では、「主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。」とある。 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」によると、「遊興とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせること」を指すとされ、例示としてショーや演奏の類を客に見聞させる鑑賞型や客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型サービスが挙げられている。 オーセンティックバーとは、基本、異性による接待を伴う遊興施設としてのバーとは異なり、レストラン、居酒屋等と同様の営業許可証を持つ飲食店であり、プロフェッショナルのバーテンダーを有するバーを指す。 また、職業分類表では「大分類E 中分類39飲食調理の職業 小分類392バーテンダー 細分類392-01バーテンダー」となっており、日本料理調理人やすし職人等と同じ中分類に整理されている。 オーセンティックバーなどのバー業態は接待を伴う遊興飲食を中心とした事業所ではなく、酒場やビヤホールと同じ酒類を中心に食事やデザート等を提供する飲食店であるため、「7661 酒場, ビヤホール」の説明文「主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。」がより適切であることから移行すべきである。	第7回	厚生労働省	オーセンティックバーを「7651 酒場, ビヤホール」に移動し、説明文を修正する。	オーセンティックバーは遊興飲食に該当する活動を行っておらず、酒類及び料理を提供し、飲食させる店であり、「7651 酒場, ビヤホール」の分類が適切であることから、位置付けを明確化するため。
129	B-127	N 生活関連サービス業, 娯楽業	7893	項目名	「7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)」の()内に「医薬類似行為を除く」の注記をしていただきたい。	前回改定で経産省の要望により新設されたものだが、「8359 その他の療術業」との明確な区分が行われていないため。	第7回	厚生労働省	「7893 リラクゼーション業(手技を用いるもので医薬類似行為を除く)」に修正する。	「8359 その他の療術業」との区別を明確化するため。
130	B-128	P 医療, 福祉	835 8359	項目名	小分類835 「療術業」を「施術業」に細分類8359 「その他の療術業」を「その他の施術業」に名称変更する。	「療術業」について、現在は確たる定義はないが、公文書において用語としてあはき柔整以外の施術に用いられている事例があることから、当業界に一般的に流通している「施術業」に置き換えることがあざわしい。 ※ 消費者事故対策に関する行政評価・監視－医薬類似行為等による事故の対策を中心として－の結果に基づく勧告(令和2年11月17日勧告先: 消費者庁、厚生労働省) あはき法第12条において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを除くほか、何人も医薬類似行為を業としてはならないとされている(資料3－①参照)。同条は医薬類似行為のうち、あん摩・マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復(注1)以外の手技、温熱等による療術行為(いわゆる民間療法)を行うことを禁止した規定である。	第8回	厚生労働省	意見どおり、小分類835の名称を「施術業」に修正する。 また、細分類8359の名称は「療術業」へ修正し、分類番号を8352へ修正する。	「療術」は、現在は法律等には定義のないところであるが、『医薬類似行為には、「あん摩・マッサージ指圧」や「柔道整復」といった国家資格が必要な施術のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれる。(※)』とされ、「療術」が、あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が行う行為として引用される事例があり、「療術」を小分類において継続することにより、あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が行う「施術」との混同のおそれがある。そのため、小分類835の項目名「療術業」を「施術業」に変更する。 また、小分類名称の変更に伴い、細分類8351「あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師・柔道整復師の施術所」と細分類8359を明確に区分するため、「その他の療術業」を「療術業」に修正し、細分類番号を8352に修正する。 ※令和2年11月17日 総務省行政評価局勧告(勧告先: 消費者庁、厚生労働省)消費者事故対策に関する行政評価・監視－医薬類似行為等による事故の対策を中心として－結果報告書前書き(注)

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
132	B-129	P 医療,福祉	854	新設	小分類854内に、細分類として新たに「介護医療院」を設定する。	平成30年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により、新たに「介護医療院」が創設された。平成30年3月の整理においては、介護医療院は、当面の間「8549 その他の老人福祉・介護事業」に分類することとされた。 他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法に位置付けられている施設区分であること、及び平成30年の法改正後、介護医療院の施設数は単調増加しており、現時点で一定の施設数が存在する(令和3年3月時点で全国で572施設)ことから、今回の見直しにおいて、新規に細分類として位置付けることが適切と考える。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて、細分類「介護医療院」を新設する。	「介護医療院」は、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により新たに創設された施設区分であり、他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法(平成9年法律第123号)に位置付けられている施設区分である。今後増加が見込まれる産業を的確に把握するため、対応案のとおりとする。
133	B-130	P 医療,福祉	8492	説明文	細分類「8492 検査業」の×例示に、「浄化槽水質検査業」を追加する。	本分類の検査対象は主に飲料水、食品、飲食店・食品工場等の備品、プール・浴場の水等を想定しているが、事業所母集団DBにおいて、「〇〇浄化槽協会」など「8814浄化槽保守点検業」に分類されるべきと考えられる事業所が散見されるため、明確に区分されるようにする必要がある。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条及び第11条の規定に基づく水質に関する検査については、し尿及び雑排水の適正な処理を図るという浄化槽法の趣旨に鑑みて、環境衛生の改善に必要な検査に該当するものとして、検査業に当たると考えられ、×例示に追加するのは不相当であるため。
134	B-131	R サービス業 (他に分類されないもの)	9229	項目名、移項	害虫駆除業は現在「9229 その他の建物サービス業」に分類されているが、細分類として特出しすべきである。また、その際には「害虫駆除業」ではなく、「ペストコントロール業」とすべきである。	ペストコントロール業は50年以上の業界実績があり、建築物衛生法で規定する一定規模以上の建築物(特定建築物)に限らず、食品衛生法に基づく管理が必要な大多数の飲食店も対象となるなど、その事業活動範囲は広い。また、昨今はインバウンド等の影響で、従来の手法では駆除できないトコジラミやヒアリ等の外来生物、ハクビシンやアライグマ等の害獣、デング出血熱を媒介するヒトスジシマカ等の感染症媒介生物の防除等の需要が高まるなどその活動範囲はビルの内部に限定されず、外国からの貨物が到着する港湾や公園などの外部環境も含まれており、活動範囲は年々広がっている。 このようにペストコントロール業の市場は拡大しているものの、「ペストコントロール業」としての細分類が確立していないことから、産業全体の状況を把握することが困難である。ペストコントロール業は一般生活空間で適切な手法により薬剤を使用・管理する等、高度な知識・技能が不可欠であり、今後、劣悪な業者等を排除するための施策立案等の企画のためには、「ペストコントロール業」を独立した分類とする必要がある。 また、前述のとおり現代では当該業種に求められる業務内容が害獣対応からウイルス消毒まで幅広く、「害虫駆除業」という呼称は実態と乖離しており、欧米等で使用されている「ペストコントロール業」とすべきである。なお、「ペストコントロール」という言葉はすでに、厚生労働省が提供している「職業情報提供サイト(日本版O-NET)」において使用可能な用語となっている。	第8回	総務省	意見を踏まえて、細分類「ペストコントロール業」を新設する。	・ ペストコントロールとは、人間にとって有害な生物の活動を人の生活に害さないレベルまで制御する技術を言い、具体的な業務として、害獣や害虫の防除・駆除のみならず、細菌やウイルスの消毒、衛生管理も含まれる。 ・ ペストコントロール業の活動には、建築物の内部に限定されず、屋外の大規模イベント会場や公園での薬剤散布、港湾施設等における外来生物駆除等が含まれる。また、その市場規模は事業者向けが約65%、一般住宅向けが約35%であることを考慮して、細分類「9229 その他の建物サービス業」ではなく、小分類「929 他に分類されない事業サービス業」の中に新たな項目を設けることが妥当である。
136	B-132	B 漁業	0318	説明文	「0318捕鯨業」の解説の「近海捕鯨業」を「基地式捕鯨業」に修正していただきたい。	漁業関係法令上、捕鯨業は「母船式捕鯨業」と「基地式捕鯨業」の2つに分類されているため。	第5回	農林水産省	「0318捕鯨業」の解説における「近海捕鯨業」を「基地式捕鯨業」に修正します。	現行の漁業関係法令上、捕鯨業は「母船式捕鯨業」と「基地式捕鯨業」の2つに分類されているため。
137	B-133	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	新設	772 配達飲食サービス業の「7721 配達飲食サービス業」から分離して「(新設)施設給食業」を設けていただきたい。	現行の「7721 配達飲食サービス業」には、宅配ピザ、デリバリー専門店など客の求める場所に食事を配達する事業形態と、病院給食業、施設給食業など調理施設を設けてその場で食事を提供する事業形態が混合している。 これら2つの業態はその施設の規模・形態、目的、食事を提供する対象等全く異なるものであることから、新たに「施設給食業(仮称)」の分類を新設し、分けていただきたい。	第7回	厚生労働省	小分類「施設給食業」を新たに設ける。 →引き続き検討中	食事を提供する事業形態を区分し、明確化するため。 【P】事務局と調整中
138	B-134	I 卸売業、小売業	5811	新設	「581 各種食料品小売業」の「5811各種食品小売業」から分離して「(新設)食品スーパー」を設けていただきたい。	細分類5811「各種食料品小売業」は、主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所が分類されているが、この中には大きく区分して、セルフサービス方式を採用している「食品スーパー」、セルフサービス方式を採用していない「個人商店」等が含まれている。 このうち、「食品スーパー」は、消費者の利用頻度が高く、地域に密着しており、食品の安定供給という面で重要な役割を果たしている。また、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとした有事においても、国民生活に必要な不可欠な食品の安定供給のために事業継続しており、社会的にも「食品スーパー」の重要性が再認識されているところ。 国民の生活への影響が大きい「食品スーパー」を細分類として新設し、その動向を明確に把握することは、政策上、また統計上において重要である。 【参考データ】 ＜各種食料品小売業＞ 事業所数:27,442店、従業員数:103万人 年間販売額:20兆3千億円 ※平成28年経済センサス-活動調査より ＜食品スーパー＞ 事業所数:20,783店、従業員数:97万2千人(正社員27万2千人、パートアルバイト70万人) ※上記は食品スーパーマーケット3団体(日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会)2020年年次統計調査より推計 年間販売額:11兆5千億円(2020年度食品スーパーマーケット3団体統計発表より)	第8回	経済産業省	小分類「581 各種食料品小売業」の細分類として「食品スーパー」を新設する。 →第8回検討チーム上にて、「業態」の検討を行った後に、議論の結果を踏まえて再検討することになった。	今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとした有事においても、国民生活に必要な不可欠な食品の安定供給のために事業継続しており、社会的にも「食品スーパー」の重要性が再認識されており、国内産業における一定のプレゼンスが認められる産業であり、売上高でみた量的基準についても安定的に満たしていることから、国民の生活への影響が大きい「食料品スーパー」を小分類「581 各種食料品小売業」の細分類として新設する。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
139	B-135	E 製造業	2252 2431	説明文	可鍛鉄製鉄管継手の例示に「○可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。併せて、2431に「×可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。	「継手」の文章だけを見て、可鍛鉄製鉄管継手にも関わらず、2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)と勘違いしている事業者がいるため明文化したい。	第4回	経済産業省	「2252可鍛鉄製鉄管継手」の例示に「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追加し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」の×例示に「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」は、「2252可鍛鉄製鉄管継手」に該当し「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」に該当しないことから例示として追加。
140	B-136	E 製造業	2351	説明文	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本分類に含まれない」を追記。	インゴットの精製は、232非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)であるにも関わらず、鋳物であると勘違いをしている事業者がいるため、インゴットは鋳物ではない旨を明文化したい。	第4回	経済産業省	説明文に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本分類に含まれない」を追記。	【明確化するため説明文を追記】 精錬等により再生した材料(インゴット)は、「2351 銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)」に該当しないことから説明文を追記。
141	B-137	E 製造業	2352	説明文	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本分類に含まれない」を追記。	同上	第4回	経済産業省	説明文に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本分類に含まれない」を追記。	【明確化するため説明文を追記】 精錬等により再生した材料(インゴット)は、「2352 非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)」に該当しないことから説明文を追記。
142	B-138	E 製造業	2353	説明文	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業の説明文(1パラ)を「ダイカストマシンを用いて溶融したアルミニウム又は同合金を精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	ダイカストは製造行為であって、ダイカストが製造される訳ではない。そのため、より内容が分かるように説明を追記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「主として溶融したアルミニウム又は同合金を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」と下線部を修正。	【明確化するため説明文を追記】 「2354 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)」の要望内容及び要望部署と確認・調整した結果「溶融したアルミニウム又は同合金を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」とする。
143	B-139	E 製造業	2354	説明文	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)の説明文(1パラ)を「溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	同上	第4回	経済産業省	説明文を「主として溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」と下線部を修正する。	【明確化するため説明文を追記】 「2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業」の要望内容及び要望部署との確認・調整した結果「溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」とする。
144	B-140	E 製造業	2431 2446	説明文	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)の例示に「×ダクト製造業」を追記。併せて、2446製缶板金業に「○ダクト製造業」を追記。	「ダクト」は2446製缶板金業とされており、ダクトの形状から2431に含まれると勘違いする事業者がいるため明文化したい。	第4回	経済産業省	「2446製缶板金業」に「ダクト製造業」の例示を追加し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」の×例示に「ダクト製造業」を追加。	【明確化するため例示を追加】 「ダクト製造」は「2446製缶板金業」に該当し、「2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」には該当しないことから例示を追加。
145	B-141	E 製造業	2451	説明文	アルミニウム・同合金プレス製品製造業の説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、アルミニウム、同合金プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」と下線部の追加及び、×例示に「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く) [2442]; 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く) [2445]」を追加。	【明確化するため説明文・例示を追加】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
146	B-142	E 製造業	2452	説明文	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)の説明文を「主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、金属プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。	第4回	経済産業省	説明文を「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)主としてアルミニウム、アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金、調理器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」と下線部の追加及び、×例示に「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く) [2442]; 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く) [2445]」を追加。	【明確化するため説明文・例示を追加】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
147	B-143	E 製造業	2479	説明文	細分類の説明「主として他から受け入れた線(鉄、非鉄)から、又はその線を用いて、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接棒などを製造する事業所をいう。」のうち、「溶接棒」を「溶接材料」に変更していただきたい。事例のうち、「溶接棒製造業」を「溶接材料製造業」に変更していただきたい。	溶接棒は、溶接材料の一品種に過ぎず、かつ、溶接材料の中で最も生産量のシェアが少なく、減少傾向にある品種であり、総称である溶接材料を使用すべきである。2020年度溶接材料生産量196,307トン、うち、溶接棒生産量22,785トン(11.6%)である。	第4回	経済産業省	説明文の「溶接棒」を「溶接材料」に、例示の「溶接棒製造業」を「溶接材料製造業」に修正。	【明確化するため説明文・例示を修正】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
148	B-144	E 製造業	2692	説明文	非金属用金型・同部分品・附属品製造業の例示に「×コンクリート用の型枠製造業(2446)」旨を追記。	「主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型」とされており、コンクリートは塑性加工されないため対象外であるが、「非金属用金型」という分類名だけで判断して、2692であると勘違いしている事業者がいるため、コンクリート用の型枠製造業を明文化したい。	第4回	経済産業省	非金属用金型・同部分品・附属品製造業の×例示に「コンクリート用の型枠製造業(2446)」を追加。	【明確化するため説明文・例示を修正】 要望内容は妥当なことから、明確化するため説明文・例示を追加。
149	B-145	E 製造業	2534 2929	移項	現在、2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」について、本分類から分離し、燃料用の工業炉を分類している「2534工業窯炉製造業」に統合していただきたい。	現在、工業炉は燃料用のもの(2534)と、電熱用のもの(2929)で分離して項目立てされている。これについて、同じ工業炉であるにもかかわらず、燃料用と電気用で分離する必要はなく、かつ、2929は工業炉のみでなく、様々な製品が含まれる箇所に分類されている。これは2929は「その他の産業用電気機械器具」という整理で「電熱装置」の類型で整理されていると推測されるが、他方、温水ボイラ等の電熱装置は「2433温風・温水暖房装置製造業」に整理されており、現状においても、電熱装置が一括りにされている状況はなく、それぞれの用途等に応じて分類されていると解される。このため、「電気窯炉」についても、工業炉という類型で、2929から分離し、2534に統合していただきたい。	第4回	経済産業省	案①「電気窯炉類」を本分類から分割し、「2534工業窯炉製造業」へ 案②「電気窯炉類」を本分類から特掲・細分類に格上げ →第4回検討チーム席上にて、生産技術の類似性の検討後に再考することになった。	同じ工業炉を熱源別で分離する必要はなく、「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」とバスケット項目に分類されている「電気浴炉類」を分割し「2534工業窯炉製造業」に統合する要望がある。 一方、調査の継続性の観点から中分類間の移動に慎重な意見もあったことから、案①と案②を提案させていただき、ご議論いただきたいと思います。 なお、案②の細分類への格上げについては、量的基準を満たしていると考えます。
150	B-146	F 電気・ガス・熱供給・水道業	3311 3312 5599 6099	新設、 項目名、 移項	・3311発電所、3312変電所について、「発電業」、「送配電業」に変更いただきたい。 ・現在、細分類5599 他に分類されないその他の卸売業、細分類6099 他に分類されないその他の小売業に含まれる「小売電気業」、「特定卸業」について、大分類のうち、中分類331 電気業の小分類に分類いただきたい。 【発電業】自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業 【送配電業】自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。) 【小売電気業】電気の小売供給を行う事業 【特定卸業】発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給する事業	・生産物分類において、「小売電気業」は「電気業」に分類されており、分類方法を合わせるため。 ・また、2014年の電気事業法の改正で、電気事業の類型を見直し、「発電事業」「送配電事業」「小売事業」にしたところ。 ・さらに、2020年の電気事業法改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」を法律上位置づけた。 ・これらを踏まえ、現行の事業実態に即したものをとするため。 ■参考: サービス分野の生産物分類(総務省) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm ※参考2「分類項目名、説明及び内容例示」	第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。 →第4回検討チーム席上にて、電気事業法改正(2022年通常国会(予定))後に再考することになった。	「サービス分野の生産物分類」(平成31年4月決定)における電気業及びガス業の性差物分類との整合性を図るため、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」及び「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正を踏まえた現行の事業実態に即応した区分設定が必要であるため。
151	B-147	L 学術研究専門・技術サービス業	74	新設	「ライブエンタテインメント公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービス」について、産業分類上における的確な区分設定の観点から、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」の新設をお願いしたい。	ライブエンタテインメント市場は、2019年まで右肩上がりの成長を続けており、「びあ総研」の試算結果によれば、2019年のライブエンタテインメント市場は6,295億円にまで拡大してきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の売上高は大きな打撃を受けているものの、従業者数は従前と同水準を維持しており、また、2025年には大阪万博の開催が予定されていることから、我が国を支える成長産業であるといえる。 コロナ禍における現状では、公演開催の自粛要請や、オリンピック関連イベントの中止や簡素化等の影響により、大幅に売上高が落ちているが、今後、国内外において、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展することにより、通常の日常生活が取り戻されるときには、ライブエンタテインメント業界に対するニーズは高まることが予想され、実際、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国においては、社会実験的にコンサートが再開する動きも見られている。 よって、ライブエンタテインメント業界を下支えする「舞台制作技術サービス業」に対する支援等の諸施策の企画・立案ための基礎資料を得るためには、産業分類上の的確な区分設定が前提となることから、「舞台制作技術サービス業」の事業内容や提供される技術等を勘案し、現行の「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」を新たに設定する必要がある。	第7回	経済産業省	小分類749-その他の技術サービス業の細分類として「7491 舞台制作技術サービス業」の新規設定を行うことに関して、事務局と調整中。 →第7回検討チームの議論を踏まえ検討中	今後、成長が見込まれるライブエンタテインメント業界を下支えする、いわゆる「裏方」と呼ばれる、舞台監督、美術大道、照明技術、音響技術などの専門スタッフ業界を表章する分類として新たに、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として設定することに関して、理由を含めて事務局と調整中。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	担当当省庁	対応案	対応案とする理由
153	B-148	L 学術研究専門・技術サービス業	7261	説明文	「7261 デザイン業」の説明文及び内容例示について、時代に即した記述や名称に改めていただきたい。 【デザイン業】 主として人工物・人工環境のデザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。 本分類には、ロゴタイプ・シンボルマーク・ポスターなどのグラフィックデザイン、包装用袋・包装用容器などのパッケージデザイン、陶磁器・漆器などのクラフトデザイン、装身具などのジュエリーデザイン、織物地・衣服などのテキスタイル・ファッションデザイン、生活用品・事務用品・輸送機器などのプロダクトデザイン、室内空間・家具などのインテリアデザイン、標識・看板・案内板などのサインデザイン、展示空間・店舗空間などのディスプレイデザイン、都市空間・造園空間などのランドスケープ・環境デザイン、ウェブサイト・ソフトウェア・サービス・インタラクティブシステムなどのUI(ユーザー・インターフェース)・UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン・サービスデザイン・システムデザインを行う事業者が含まれる。 ただし、ソフトウェア業は小分類391, 広告制作業は小分類415[4151], 芸術家業は小分類727[7271], 建築設計業は小分類742[7421], 機械設計業は小分類743[7431]に分類される。	我が国のデザイン業は、1950年代から職能団体が設立され始めて以降、約70年の間にデザイン対象である各種人工物・人工環境の特性に応じて専門分化が進行。また、特に2000年代以降には、コンピューターやインターネットの普及により、デジタル分野における新たなデザイン対象の領域も確立された。 一方、現行の日本標準産業分類における「デザイン業」の説明文では、同業を「工業デザイン」「商業デザイン」「その他」の大きく3つに大別しているところ、現代においてこのような分類は既に一般的ではなくなっている。また、内容例示は、伝統的な領域に限れており、網羅性・バランスを欠いている。 以上のように、経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、同業に係る今後の正確な公的統計のためには、隣接する他の小分類との棲み分けも考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに更新する必要がある。 更新案の作成に当たっては、2019年に設定された「サービス分野の生産物分類」(総務省)におけるデザインサービスの分類項目、及び諸外国・地域の公的機関が採用している分類項目(2020年度に独自調査)等を参考にした。 なお、上記の「サービス分野の生産物分類」におけるデザイン分類では、8項目(インテリアデザイン、インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン、テキスタイルデザイン・ファッションデザイン、パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、デジタルメディアデザイン、その他のデザイン)が設定されている。また、諸外国・地域におけるデザイン分類には、我が国の「サービス分野の生産物分類」と同等か、より現代的かつ先進的な分類が見られる。	第7回	経済産業省	検討中	検討中
155	B-149	G 情報通信業	G	項目名	再定義の必要性	あらゆる産業において、新たな情報通信技術を利用してこれまでになかったビジネスモデルを展開するケースが増えている中で、情報通信業と他産業との区分が必ずしも明確でない状況がある。 情報関連産業における政策効果の指標が見えにくく、それらに対応できるよう、時代に即した定義・分類とする必要がある。	第9回	総務省 経済産業省	今後の改定も含め、継続的に検討して参りたい。	御指摘の内容については、改定に当たっての課題として認識しているところである。 「大分類G-情報通信業」は、平成14年の第11回改定において、大分類項目として日本標準産業分類に創設されたものである。以後、ブロードバンドの普及に伴い活性化するインターネット付随サービス業の実態をより正確に把握するため、細分類の見直し等(下記参考)を実施している。 一方、コンピューターや通信技術の急速な発展・普及に伴い、デジタル化は世界規模で拡大し続けている。事業環境の変化や技術の進歩に合わせ、各産業においてもデジタル化が進展し、インターネットを介して提供される様々なサービスが経済全体で存在感を増す中、その経済活動を明確に分類構造に位置付けることが難しい産業も生じている。 このような状況の中、今回の日本標準産業分類の改定に当たっては、経済活動の実態を的確に把握可能な分類構造とすべく、統計の継続性に留意しつつ、検討を行っているところである。今回の改定に限らず、御指摘の問題意識を踏まえた議論については、有識者、関係府省等と連携して進めており、政策立案の立場からも活用しやすい分類の策定に努めて参りたい。 (参考)第12回改定における見直し 「中分類40 インターネット付随サービス業」については、従前、中分類、小分類、細分類ともに同一の項目名であったものを、当該産業の実態をより正確に把握するため、細分類を新設するとともに内容例示の見直しを行った。 【改定前】 中分類40 インターネット付随サービス業 小分類401 インターネット付随サービス業 細分類4011 インターネット付随サービス業 【改定後】 中分類40 インターネット付随サービス業 小分類401 インターネット付随サービス業 細分類4011 ポータルサイト・サーバ運営業 4012 アプリケーション・サービスコンテンツ・プロバイダ 4013 インターネット利用サポート業
156	B-150	I 卸売業、小売業	6033	項目名	分類名称を「調剤薬局」から「薬局」に変更してはどうか	医薬品医療機器等法に基づく定義としては「薬局」であること、かつ、令和元年12月の医薬品医療機器等法改正により、薬局は調剤を行う場所に加えて要指導医薬品や一般用医薬品を取り扱うことを前提とした内容(医薬品医療機器等法第2条)となっていることから、小売業者の分類中に「薬局」と記載するのが適当であると思われる。	第9回	経済産業省	上記No123及びNo124の内容を参照。	同左
157	B-151	H 運輸業、郵便業	H	分割	運輸業と郵便業を大分類項目のレベルで分割していただきたい	両者はともに「人及び物の移動を業とするもの」だが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、経済活動の性質が大きく異なるようになったため。経済分析上、両者が同じ産業分類(大分類)に属していることによる不都合が生じていると増えています。	第5回	国土交通省 総務省	変更しない。	事務局から国土交通省に対して本件に関する意見を問い合わせたところ、国土交通省としては運輸業が郵便業と同一の大分類に属することに不都合は生じておらず、分割の要望もないとのことだった。 また、事務局から郵便業を所管する総務省情報流通行政局にも確認したところ、国交省と同様に同一分類に属することで不都合は無く、分割の要望もないとのことであった。 次に事務局より経団連に対して具体的などのような不都合が生じているのかを聞いたところ、「当該意見は経団連の一会員企業からの意見であり、所轄省に不都合がないということであれば現行のままで結構である」という回答であった。 以上から、変更しないこととする。
158	B-152	D 建設業	D	分割	土木分野におけるインフラメンテナンスの分類の分割を検討していただきたい	建築分野では「建築リフォーム工事業」が産業分類として独立している一方、土木分野におけるインフラメンテナンスにつきましては、中分類の総合工事業―土木工事業に含まれている状況にあります。今後、既存インフラのメンテナンス需要の高まりが見込まれておりますので、「業」としての土木分野におけるインフラメンテナンス工事の動向について確認できるよう整理することも考えられます。	第5回	国土交通省	変更しない。	基本的には、主として土木工事を行う事業者がインフラの維持管理(インフラメンテナンス)を行っており、インフラメンテナンスを専業とする事業所はあまり存在しない。このため、現時点においてインフラメンテナンス工事を独立した産業分類として設ける必要性は低いと考えられる。

No	通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
159	B-153	R サービス業 (他に分類されないもの)	9299	説明文	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に、コンベンションの企画・運営サービスを行う「コンベンションの企画・運営業」を入れていただきたい。	<p>コンベンションとは国際会議・学会・大会等の集会の総称であり、わが国では、【国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律】(平成六年法律第七十九号)を制定し、国際会議等の誘致及び開催を促進している。国際会議等のコンベンションの企画・運営業は、日本標準産業分類9299の例示として挙げられている展示会(見本市を含む)の企画・運営業と同様、高度な専門知識を有し、わが国における国際会議等の誘致・開催を促進する上では欠かせない業である。</p> <p>業界団体(2021年12月現在) ・日本コンベンション協会(会員数243社/団体) (会員のうち、コンベンション企画・運営業は47社)</p> <p>(参考) ・日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー (会員数: 119団体/社) (コンベンションの誘致・開催に係る全国のコンベンション・ビューロー及び関連企業)</p>	第8回	総務省(統計局)	<p>「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」を追加する。</p> <p>→第9回産業分類検討チーム上にて、同じような産業を合わせた上で新規立項することに関して検討することになった。</p>	<p>「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」は、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定(今後、改定予定))等の国策により国際会議等の誘致及び開催を促進していることから政策上の重要性が高い産業といえる。</p> <p>また、2019年の国際会議の市場規模は3,573億円(※)と一定程度の規模があるが、現行産業分類には明確な分類がなく産業規模の把握に支障を来しかねない。以上を踏まえ、産業の位置付けを明確化するため、9299の内容例示に追加する。</p> <p>※観光庁 令和2年度MICE総消費学等調査事業より</p>